

市場の公正性・透明性の確保に向けた 証券取引等監視委員会の活動と 開示規制違反への対応

令和 8 (2026)年 8 月26日 日本監査役協会講演

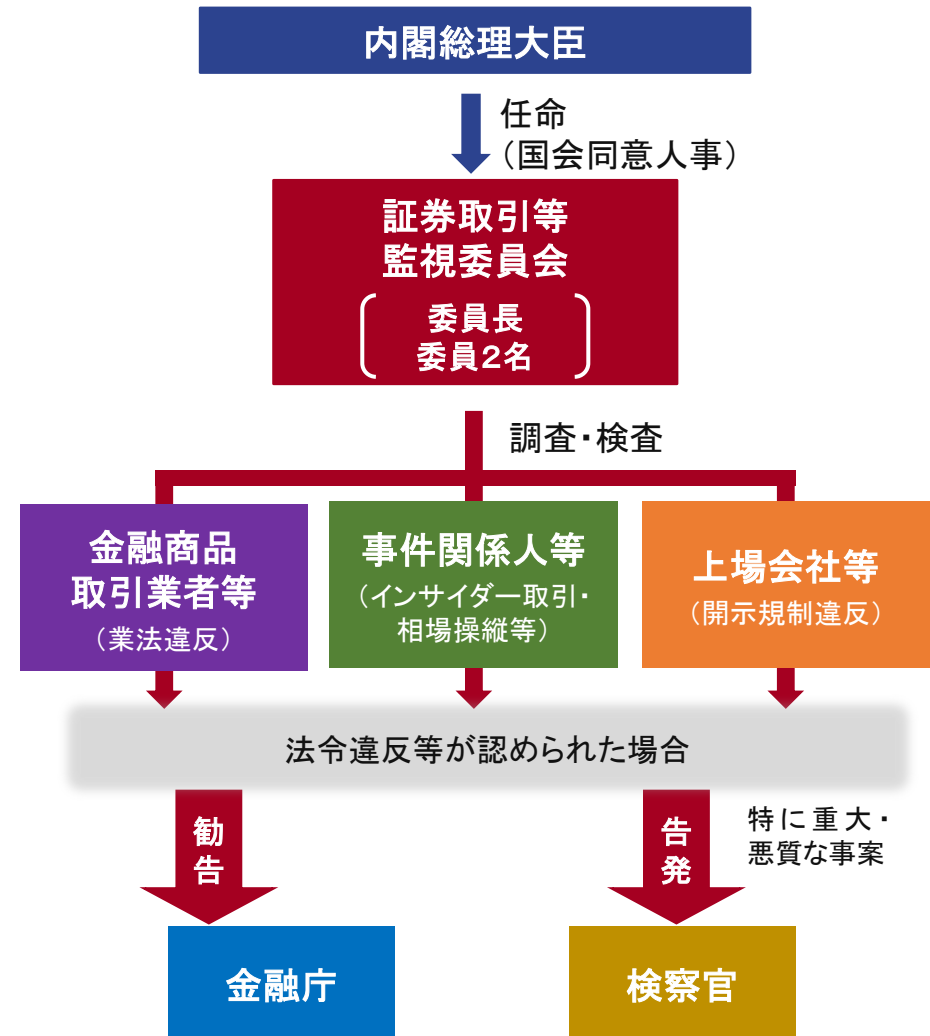
証券取引等監視委員会
委員長 中原 亮一

I. 証券取引等監視委員会について	・ ・ ・ P 2
II. 証券取引等監視委員会の活動状況及び近時の事例	・ ・ ・ P17
(1) 市場分析審査の概要	
(2) 証券モニタリングの概要	
(3) 無登録業者への取組み	
(4) 不公正取引の調査の概要(取引調査)	
(5) 不公正取引の調査の概要(国際取引等調査)	
(6) 犯則調査の概要	
III. 開示検査の取組み	・ ・ ・ P48
IV. 近時の開示検査の実績	・ ・ ・ P56
V. 開示の適正確保のためのメッセージ	・ ・ ・ P68

I . 証券取引等監視委員会について

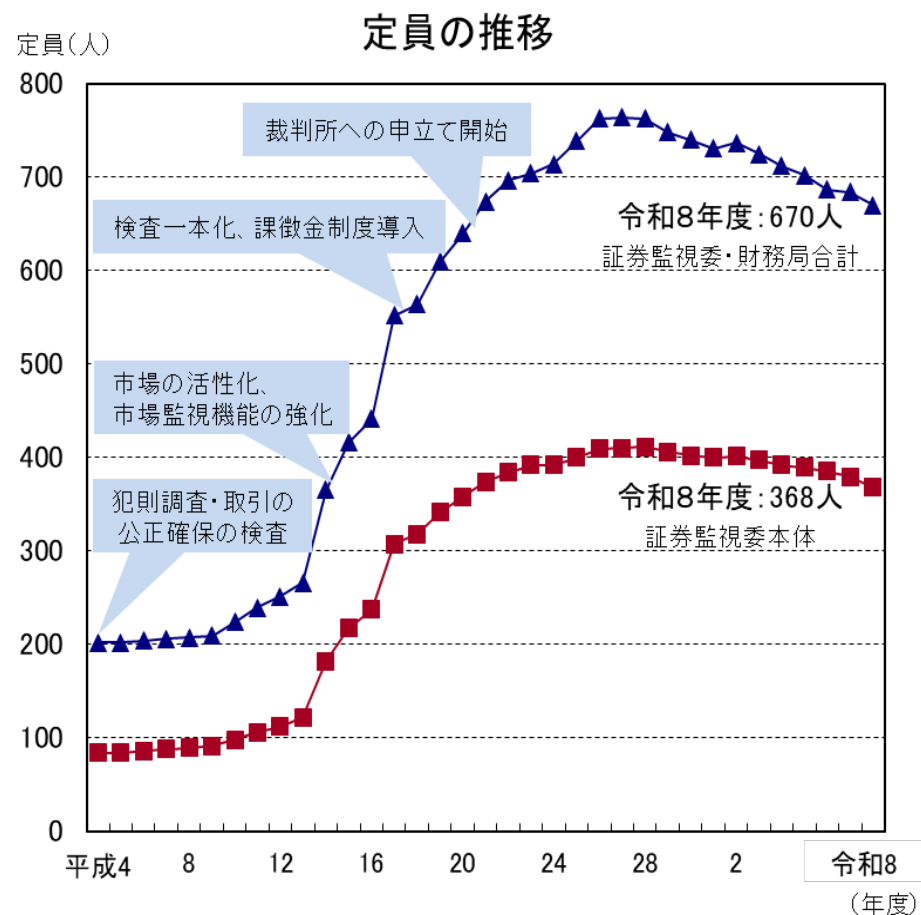
証券取引等監視委員会の組織・目的

- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員 2 名で構成される合議制の機関として金融庁に設置（平成 4 年発足）
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使（任期 3 年）
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - インサイダー取引（内部者取引）・相場操縦等の不公正取引に対する調査
 - 上場会社等の開示規制違反に対する検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や建議、告発を実施等



証券取引等監視委員会の機構・定員

- ◆ 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている
- ◆ また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置
- ◆ これら全てを合計した職員数は670名（令和8年度定員。うち、証券監視委は368名）



証券取引等監視委員会の軌跡①

平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、
行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化

年度	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
平成4年	大蔵省に証券監視委を設立 (設立時2課:総務検査課、特別調査課)	
平成5年		刑事告発 日本ユニシス(株)株券に係る相場操縦等
平成10年	金融監督庁発足、金融監督庁へ移管	
平成12年	金融監督庁を改組し、金融庁発足	
平成17年	課徴金制度の導入に伴い、取引調査権限・開示検査権限が証券監視委に委任	刑事告発 カネボウ(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載 刑事告発 (株)ライブドアマーケティング株券に係る風説の流布、偽計
平成18年	5課体制(総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課)	刑事告発 (株)ニッポン放送株券に係る内部者取引
平成19年	ファンド等に対する検査権限追加	金商法の全面施行
平成20年	裁判所に対する無登録業者等の違反行為の禁止・停止の申立て等の権限追加	

証券取引等監視委員会の軌跡②

年度	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
平成23年	6課体制(総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課、特別調査課) クロスボーダー等の不公正取引に対応するため、国際取引等調査室を設置	刑事告発 オリンパス(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載 処分勧告 AIJ投資顧問(年金基金)
平成24年		課徴金勧告 オリンパス(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載 刑事告発 AIJ投資顧問(年金基金)
平成25年		処分勧告 MRI INTERNATIONAL(米国の診療報酬債権ファンド)
平成26年	情報伝達・取引推奨行為に対する内部者取引規制導入等	
平成27年	電磁的記録の証拠保全(デジタル・フォレンジック)に対応するため、情報解析室を設置	刑事告発 新日本理化(株)株券等に係る相場操縦、風説の流布、偽計、大量保有報告書不提出 課徴金勧告 (株)東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載 処分勧告 アーツ証券(レセプト債)
平成28年		刑事告発 アーツ証券ほかによる偽計(レセプト債)、
平成29年		刑事告発 (株)ストリーム株券に係る相場操縦
平成30年	高速取引行為者に対する検査権限追加	刑事告発 日産自動車(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載 課徴金勧告 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)による長期国債先物に係る相場操縦

証券取引等監視委員会の軌跡③

年度	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
令和元年		課徴金勧告 日産自動車(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載
令和2年	デジタル化の一層の推進に対応するため、IT戦略室を設置	刑事告発 (株)ドンキホーテホールディングス株券に係る取引推奨
令和3年	有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者等に対する検査権限追加	裁判所への禁止命令等の申立て SKY PREMIUM INTERNATIONAL. PTE. LTD.及びその役員1名 刑事告発 SMBC日興証券(株)による相場操縦
令和4年	国際金融市場の確立に伴う環境整備の一環として、国際証券検査室を設置	処分勧告 SMBC日興証券(株)(相場操縦、ファイアーウォール規制違反)
令和5年		処分勧告 ちばぎん証券(株)ほか2先(適合性原則) 処分勧告 (株)SBI証券(作為的相場形成) 刑事告発 (株)プロルート丸光に係る有価証券報告書の虚偽記載並びに同社株券に係る風説の流布及び偽計
令和6年	海外当局との協力推進、クロスボーダー取引等に関する情報収集・分析等のため、国際取引等分析室を設置	処分勧告 (株)三菱UFJ銀行ほか2先(ファイアーウォール規制違反ほか) 裁判所への禁止命令等の申立て Global Investment Lab(株)及びその役員等3名 刑事告発 金融庁職員による内部者取引 刑事告発 東京証券取引所社員が関与した内部者取引
令和7年	投資運用関係業務受託業者に対する検査権限追加	刑事告発 (株)オルツに係る有価証券届出書等の虚偽記載 刑事告発 不正アクセス行為を手段とした相場操縦 裁判所への禁止命令等の申立て (株)BANK INNOVATION 及び(株)プロスペリティアシュアランス並びにこれらの役員1名

金融庁設置法（抄）

（証券取引等監視委員会）

第八条 証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、金融商品取引法（中略）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

金融商品取引法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、

企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、

有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、

資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、

もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資する

ことを目的とする。

証券取引等監視委員会 中期活動方針（第12期：2026年～2028年）

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～

証券監視委 の使命

的確・適切な市場監視による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

I. 網羅的な市場監視に向けた 情報収集・分析・活用

- (1) 有用情報の収集・活用
- (2) 市場の変化等の適切な把握・分析
- (3) 国際連携の強化

II. 効果的・効率的な調査・検査

- (4) リスクベースアプローチに基づく証券検査
- (5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応
- (6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- (7) 投資者被害事案に対する積極的な取り組み
- (8) 非定型・新類型の事案等に対する対応強化

III. 市場規律強化に向けた 実効的な取組み

- (9) 情報発信の強化
- (10) 関係機関との更なる連携強化

市場監視の専門機関としての能力向上

- デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化
- 職員の戦略的な育成・活用等
- 財務局との協働・連携の推進

証券取引等監視委員会 中期活動方針

(第12期：2026年～2028年)

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～

2026(令和8)年1月16日
証券取引等監視委員会

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視 による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委は、取引の公正を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目的として平成4年に設置され、今般、第12期が発足しました。

市場においては、その仕組みの変更やデジタル技術の発展により、市場監視対象の拡大・複雑化・高度化・グローバル化が進んでいます。また、貯蓄から投資への動きの中で投資者の裾野の広がりも見られます。

証券監視委は、こうした環境変化の中で、市場に対する幅広い監視、課徴金調査・検査や証券検査といった行政機能の迅速な発揮、重大・悪質な事案に対する厳正な対処、といった機能を引き続き適時適切に活用することで、自らの使命を果たしてまいります。

具体的には、以下のとおり、「Ⅰ. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析・活用」「Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査」「Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み」の好循環の実現に努めてまいります。また、市場監視の専門機関としての能力を向上させ、市場監視の好循環の礎とします。

1. 市場監視とは、市場モニタリング、取引審査、証券検査、取引調査、開示検査、犯則調査等を含む、証券監視委の活動全般を指す。
2. 証券監視委の委員長及び委員の任期は3年とされており(金融庁設置法第13条第1項)、この3年の期間を「1期」と呼んでいる。

中期活動方針 具体的な施策（網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析・活用）

具体的な施策

I. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析・活用

(1) 有用情報の収集・活用

- 証券監視委の市場監視業務にとって「情報」は要であり、情報提供窓口・自主規制機関等を通じて、市場全体について幅広く有用な情報を収集し、活用します。
- 市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、必要に応じ金融庁・財務局等とも共有するなど、市場監視全般に多面的・複線的に活用します。

(2) 市場の変化等の適切な把握・分析

- 株式市場と債券市場、現物市場とデリバティブ市場、発行市場と流通市場等の市場全体に目を向けるとともに、それらの変化を適時に把握・分析することで、問題の早期発見につなげます。
- 市場や上場企業・金融商品取引業者等の市場関係者を取り巻く環境変化や制度見直し等を踏まえつつ、新たな商品・取引や、監視の目の行き届きにくい商品・取引等に的確に対応します。

(3) 国際連携の強化

- 証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際的な枠組みを通じた情報共有を進め、グローバルな市場監視を強化するとともに、海外当局との積極的な連携を通じて、法執行事例等の情報や市場監視に係る問題意識等を交換し、市場監視に活用します。

中期活動方針 具体的な施策（効果的・効率的な調査・検査）

II. 効果的・効率的な調査・検査

(4) リスクベースアプローチに基づく証券検査

- 金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、顧客の最善の利益を勘案した誠実かつ公正な業務が遂行されているかなどの観点に基づく検証や問題点の指摘に努めます。問題が認められた場合、深度ある議論を通じて、事案の全体像を把握し、その根本原因を究明した上で、行政処分勧告等を行うにとどまらず、実効性のある内部管理態勢の構築等を促すことにより、再発防止・未然防止につなげます。

(5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応

- 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明します。事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげます。
- クロスボーダーの法令違反行為やグローバル企業の開示規制違反に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行います。

(6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

- 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応します。その際、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行います。

中期活動方針 具体的な施策（効果的・効率的な調査・検査）

II. 効果的・効率的な調査・検査（続き）

（7）投資者被害事案に対する積極的な取り組み

- 顧客本位の業務運営の確保等を通じた多様な投資者の保護の観点から、金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し、SNS上の広告等を通じて無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て等、投資者被害事案に対して、積極的に取り組みます。

（8）非定型・新類型の事案等に対する対応強化

- 証券監視委として過去に勧告・告発等した類型にも引き続き対応しつつ、デジタル技術の発展や新たな金融商品の広がりなど、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等についても、積極的に対応します。

中期活動方針 具体的な施策（市場規律強化に向けた実効的な取組み）

Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み

(9) 情報発信の強化

- 投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信を充実させます。
- 個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行います。これにより、意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集・活用につなげます。

(10) 関係機関との更なる連携強化

- 市場の構造的な問題を把握した場合には、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行います。
- 共通の目的を有する自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化し、市場監視の実効性を高めていきます。

中期活動方針 具体的な施策（市場監視の専門機関としての能力向上）

市場監視の専門機関としての能力向上

(1) デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化

- 市場監視業務の高度化・効率化を図るため、デジタル技術の一層の活用に向け必要なインフラの見直しや、デジタルフォレンジック業務に必要な機器等の整備を行うとともに、対応する職員の技術の向上を一層進めていきます。

(2) 職員の戦略的な育成・活用等

- 市場監視の力の源泉は職員であり、職員誰もがいきいきと働き、全ての職員が能力を最大限に発揮できるよう環境整備を進めます。
- 証券監視委の使命を適切に果たしていくため、高度な専門性と幅広い視点を持った職員の育成・確保に引き続き取り組みます。
- その上で、こうした職員の能力と、法律、会計、システム、不動産、金融工学等の多様な専門家の知見とを結集し、関係機関とも連携して、複雑化・高度化する市場に対応していきます。

(3) 財務局との協働・連携の推進

- 市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が不可欠であり、証券検査をはじめとする様々な分野において情報共有を進め意思疎通を確保し、業務遂行能力を更に高めつつ、一体的な業務運営を図っていきます。

証券取引等監視委員会の活動実績

勧告・告発等件数

区分 \ 年度	平成4 ～令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	合計
勧 告	1,160	20	26	33	38	30	1,307
証券検査結果等に基づく勧告(※1)	589	2	5	8	9	4	617
課徴金納付命令勧告(※2)	567	17	21	25	28	25	683
開示書類の虚偽記載等	127	5	7	8	14	7	168
風説の流布・偽計	5	0	0	1	1	1	8
相場操縦	91	6	6	3	1	2	109
インサイダー取引	344	6	8	13	12	15	398
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	4	1	0	0	1	1	7
犯則事件の告発	205	8	8	4	7	7	239
開示書類の虚偽記載等	45	0	0	1	0	1	47
風説の流布・偽計	28	2	0	1	0	0	31
相場操縦	32	1	1	1	0	2	37
インサイダー取引	88	5	7	1	7	4	112
その他	12	0	0	0	0	0	12
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表	88	0	1	0	2	0	91
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て	26	1	2	1	1	2	33
建 議	26	0	1	0	0	3	30

※1 金商法改正（平成28年3月施行）に伴い、平成28年度以降は、適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても勧告を実施

※2 課徴金納付命令勧告（風説の流布・偽計、相場操縦、インサイダー取引）については、命令対象者ベース

Ⅱ．証券取引等監視委員会の活動状況 及び近時の事例

(1) 市場分析審査の概要

情報の入口：様々な情報の収集・分析を行うとともに、不公正取引の端緒を発見

市場モニタリング：市場に関する幅広い情報の入手、分析



- ・ 一般投資家等からの情報受付（年間6,000件程度）
- ・ 証券会社や自主規制機関※など市場関係者から情報を収集
- ・ インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事をチェック
- ・ 発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握
- ・ 新たな金融商品や取引形態、国内外の市場構造変化に関する分析
- ・ 自主規制機関※の上場管理部門との連携（緊密な情報交換）

情報共有

情報共有

取引審査：証券取引における不公正取引の端緒の早期発見



- ・ インサイダー取引や相場操縦、偽計（架空増資等）などについて、証券会社や取引所から注文データ等入手し審査（年間約1,000件）
- ・ 不公正取引の疑いのある事案について、調査・検査部門に送付
- ・ 自主規制機関※の売買審査部門との連携（緊密な情報交換）

事案送付

調査・検査に活用

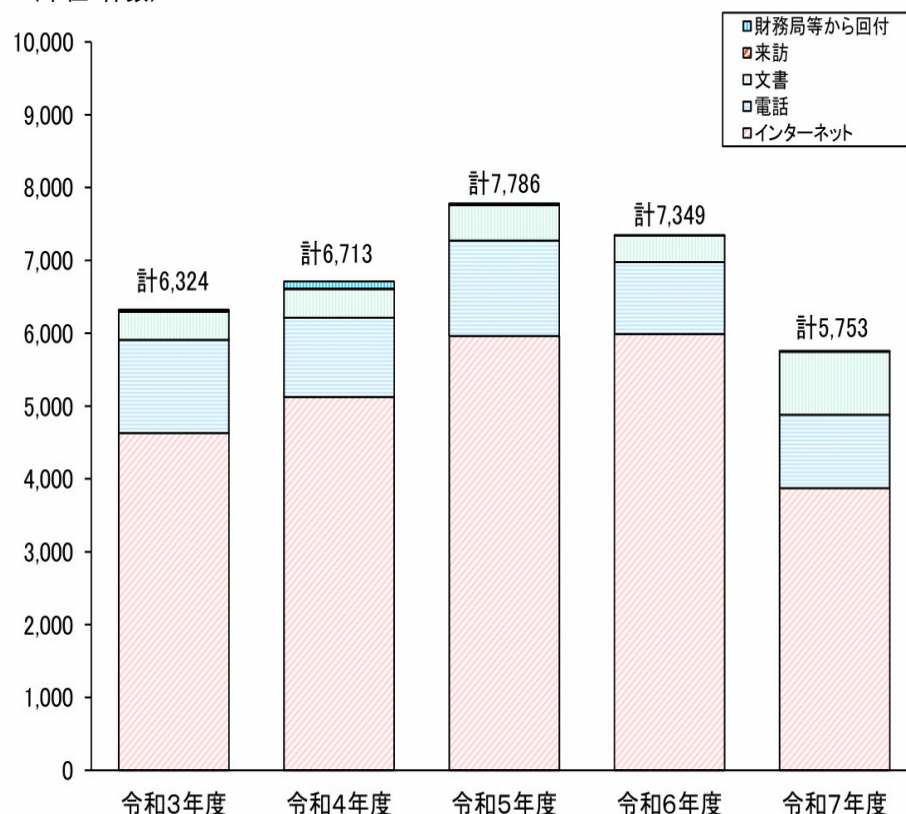
※自主規制機関とは、金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人を指す

（参考）情報の受付件数・取引審査の実施件数

- 情報提供窓口等を通じて5,753件（令和7年度）の情報を受け付けるなど情報収集を行い、こうした情報をもとに、不公正取引の疑いのある取引等について、907件（令和7年度）の審査を実施。

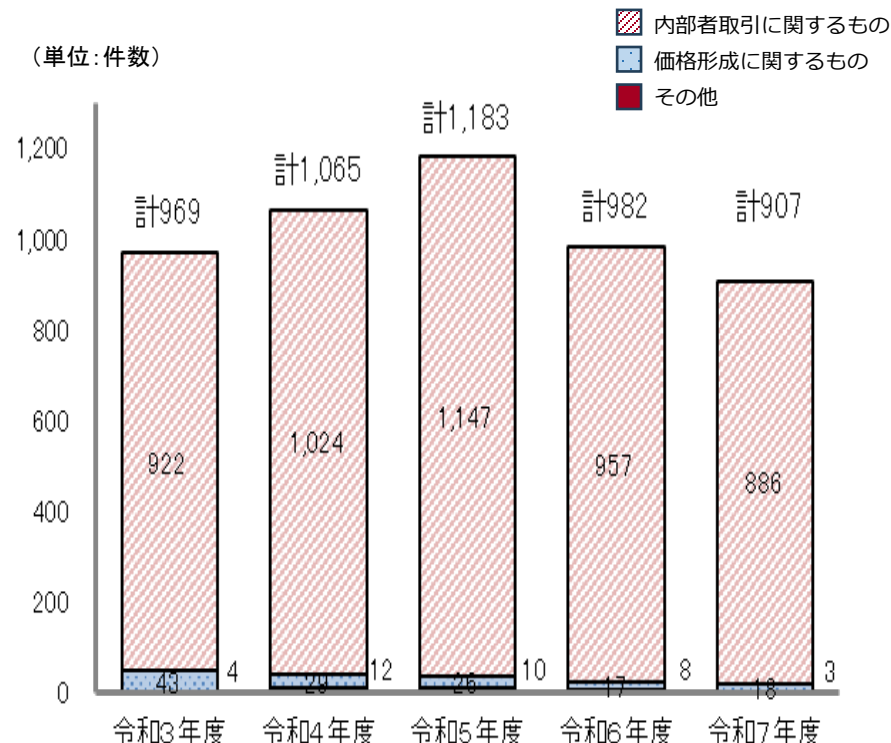
情報受付件数

（単位：件数）



取引審査の実施件数※

（単位：件数）



※ 情報提供窓口等から得られた情報など様々な情報をもとに証券会社や金融商品取引所等から注文データ等を入手し、それをもとに不公正取引の疑いのある取引等かどうかを審査した事案の数

(参考) 公益通報窓口

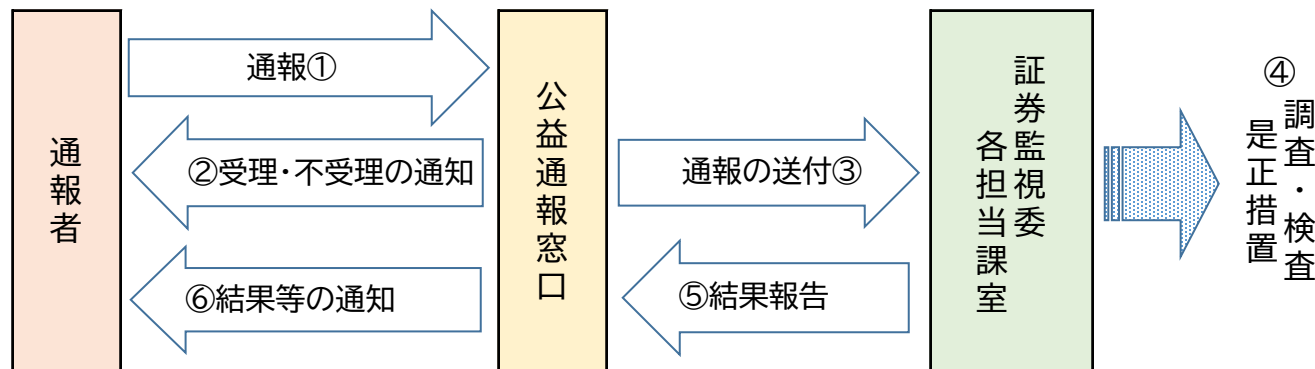
- 公益通報者保護法に基づき、外部の労働者の方からの公益通報及び公益通報に準ずる通報を適切に処理するため、公益通報等に係る窓口を設置。

「通報対象」

- 金融商品取引法に規定する法令違反行為（有価証券報告書の虚偽記載など）が生じ、又はまさに生じようとしている場合
- なお、通報内容は、確実な情報やご自身が実際に見聞きした個別・具体的な事実について、それが信ずるに足りる相当の理由、証拠等があることなど

「通報者の範囲」

- 通報者が通報対象となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者であることなど



公益通報窓口

- 通報は、電子メール、郵送、FAXのいずれかの方法で受け付けています。

- 電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp
- 郵送先：〒100-8922東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
「証券取引等監視委員会事務局公益通報窓口」あて
- FAX（高齢者・障がい者専用）：03-3506-6699「証券取引等監視委員会公益通報」と明記して下さい。

(2) 証券モニタリングの概要

効果的・効率的な証券モニタリングを通じて、投資者が安心して投資を行える環境を確保

リスクベースアプローチに基づく検査先の選定

- 金融商品取引業者等は約9,200者[※]に及ぶことから、効果的・効率的な証券モニタリングを実施するため、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクベースで検査の対象先を選定

(※)令和8年3月末時点の数値

検査の実施

- 商品内容や取引スキーム、顧客への説明内容等について深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証
- 問題が認められた場合には、法令違反行為等の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明

行政処分等勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分等を求める「勧告」を実施

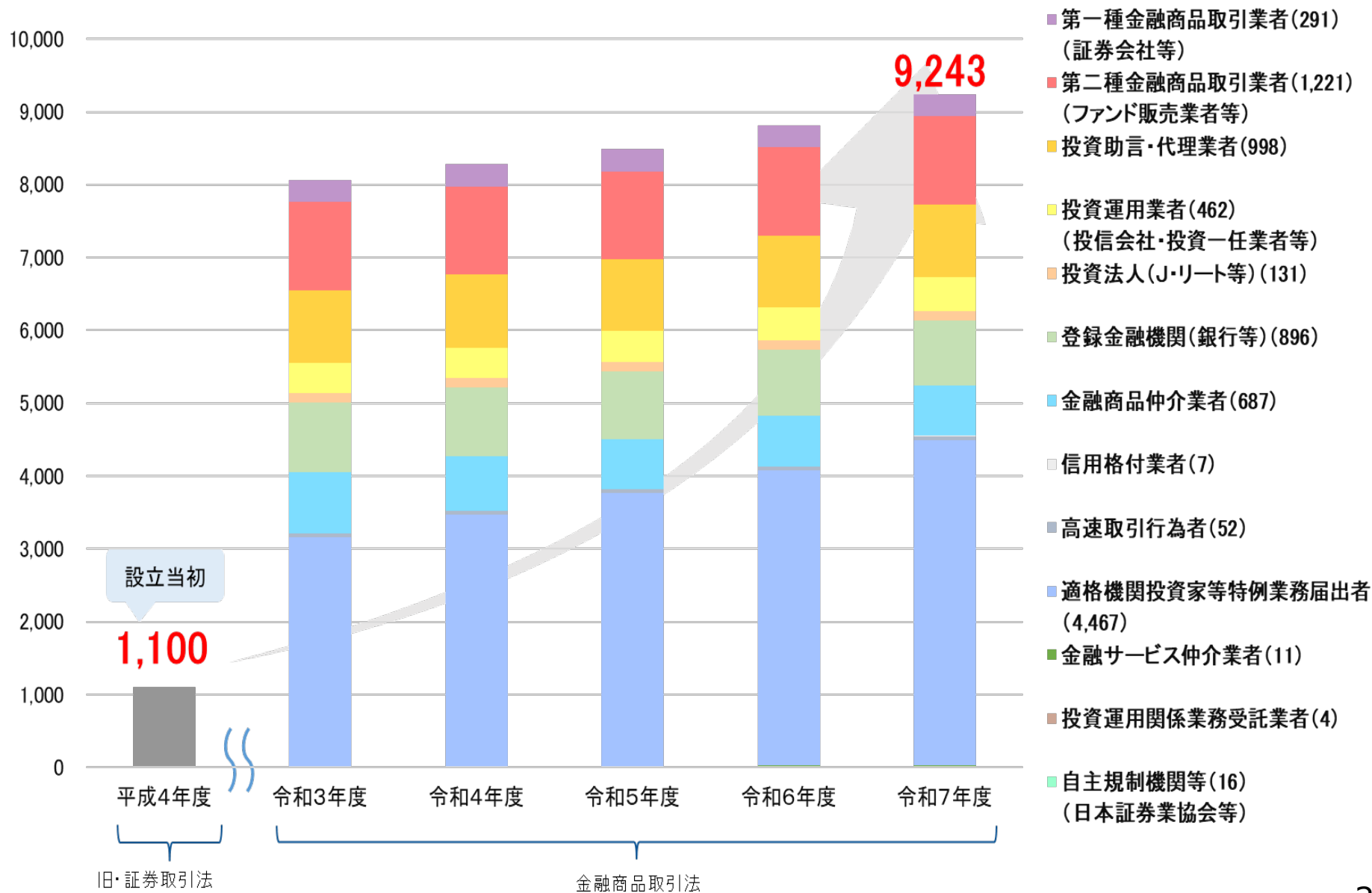
再発防止・未然防止

- 金融商品取引業者等の内部管理態勢の充実・強化のための自主的な取組み等に活用されるよう「証券モニタリング概要・事例集」を公表



検査の結果、重大な法令違反が認められた場合

(参考) 証券検査における対象業者数の推移



(参考) リスクベースアプローチに基づく証券検査

【主な検証事項の背景】

1. 証券モニタリングを通じて判明した事項（例）

- 一種業：経営陣の業務運営が著しく不適切な状況、善管注意義務違反、断定的判断の提供等による勧誘
- 運用業：忠実義務違反行為

2. 取り巻く環境

- 顧客本位の業務運営
- 詐欺的な投資勧誘への対策の更なる強化
- 新たな金融商品の広がり など

3. 規制の枠組等の変更

- 証券口座への不正アクセス事案を踏まえた対応
- 不正リスク等に即した引受審査の実施
- 投資詐欺・無登録業者等への対応 など



【主な検証事項（例）】

業態横断

- 顧客の最善の利益を勘案した業務運営や、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘状況等
- システムリスク管理の対応状況
- マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に係る内部管理態勢の定着状況
- 内部管理態勢の実効性確保に係る取組状況

一種業

- 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢
- サイバーセキュリティ対策
- 売買審査態勢・法人関係情報の管理態勢・引受審査態勢等の整備状況
- 業容の変化に応じた内部管理態勢の構築、新商品導入時の適切な審査やその後のモニタリング 等

運用業

- 忠実義務違反行為の有無や、利益相反管理態勢の整備状況
- 運用の実態把握、運用管理態勢 等

無登録業者

- 裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限の積極的な活用 等

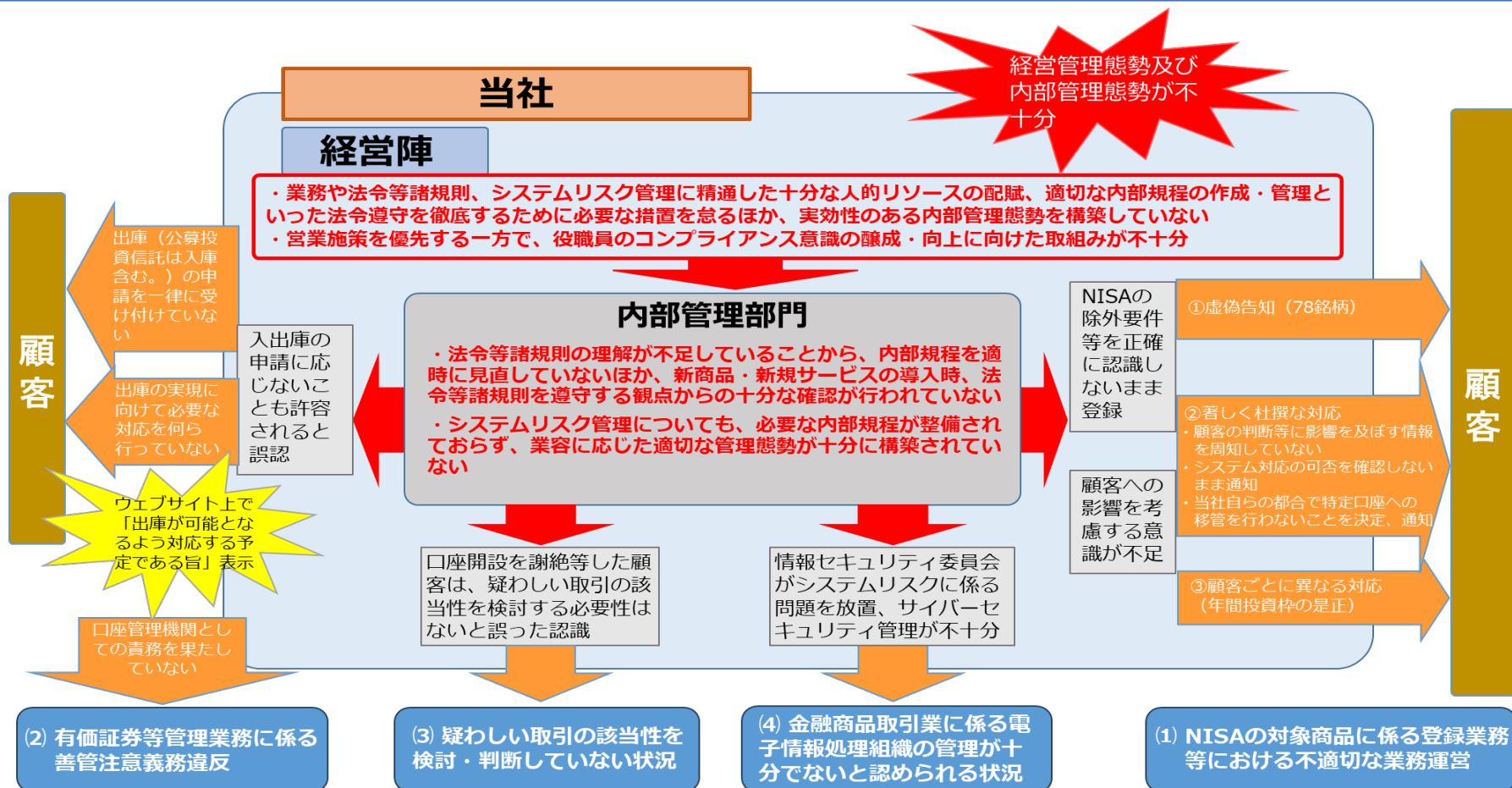
事例1 検査結果に基づく行政処分勧告

- moomoo証券(株) (勧告日：R8.6.5)

事案概要

当社において、経営管理態勢及び内部管理態勢が不十分な状況に起因する、下記の問題が認められた。

- (1) 虚偽告知などのNISAの対象商品に係る登録業務等における不適切な業務運営
- (2) 国内株式の出庫の申請を一律に受け付けていないなどの有価証券等管理業務に係る善管注意義務違反
- (3) 口座開設を謝絶等した顧客に関し、疑わしい取引の該当性を検討・判断していない状況
- (4) システムリスクに係るガバナンスが不十分な状況などの金商業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況

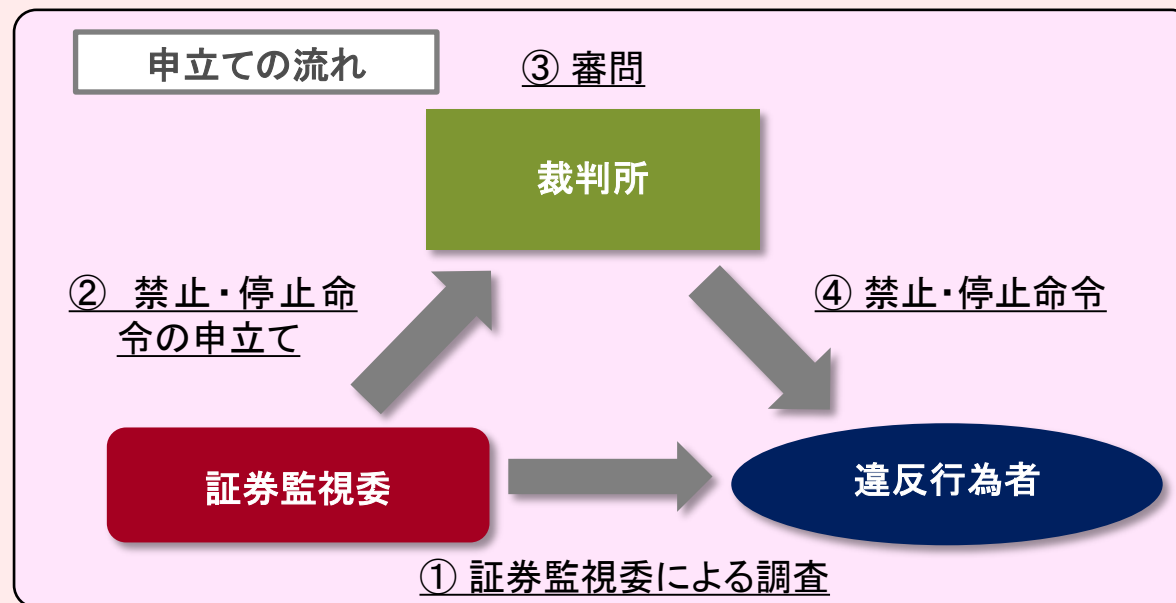


※ 説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている。

(3) 無登録業者への取組み

裁判所への禁止命令等の申立て

- ・ 捜査当局等と連携し、無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為に伴う被害の拡大防止のための調査を実施
- ・ 調査の結果を踏まえ、裁判所に対して法令違反行為の禁止・停止命令を申立て
- ・ 必要に応じて違反行為者の名称等を公表

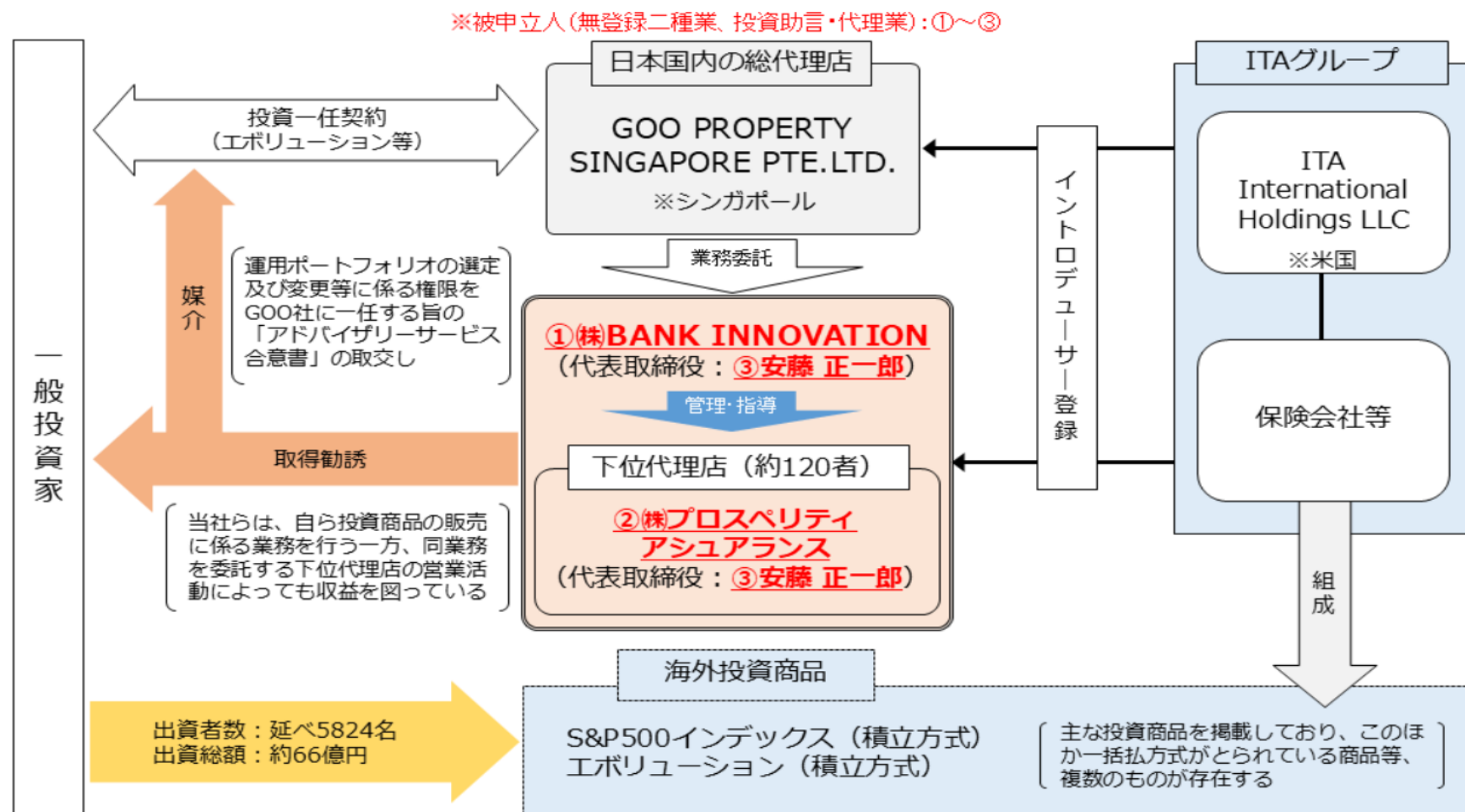


事例2 裁判所への禁止及び停止命令発出の申立て

- (株)BANK INNOVATION、(株)プロスペリティアシュアランス及びこれらの代表取締役（申立日：R8.3.31）

事案概要等

- 被申立人：株式会社BANK INNOVATION、株式会社プロスペリティアシュアランス及びこれらの代表取締役
- 事案概要：被申立人は、無登録で、集団投資スキームの持分に該当する海外投資商品に関し、集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを業として行い、また、顧客とGOO PROPERTY SINGAPORE PTE.LTD. との間の投資一任契約の締結の媒介を業として行っていたことから、大阪地裁に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施。



(4) 不公正取引の調査の概要（取引調査）

インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引を行った者に対し、タイムリーな調査を実施

立入検査や質問調査の実施

- インサイダー取引、相場操縦、偽計等の不公正取引の有無について、取引を行った者や上場会社等に対し、立入検査や質問調査を実施



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施
- 上場会社のインサイダー情報を知り得る立場にある者は、他人に対して利益を得させる等の目的をもって情報伝達・取引推奨をした場合も、課徴金納付命令の対象



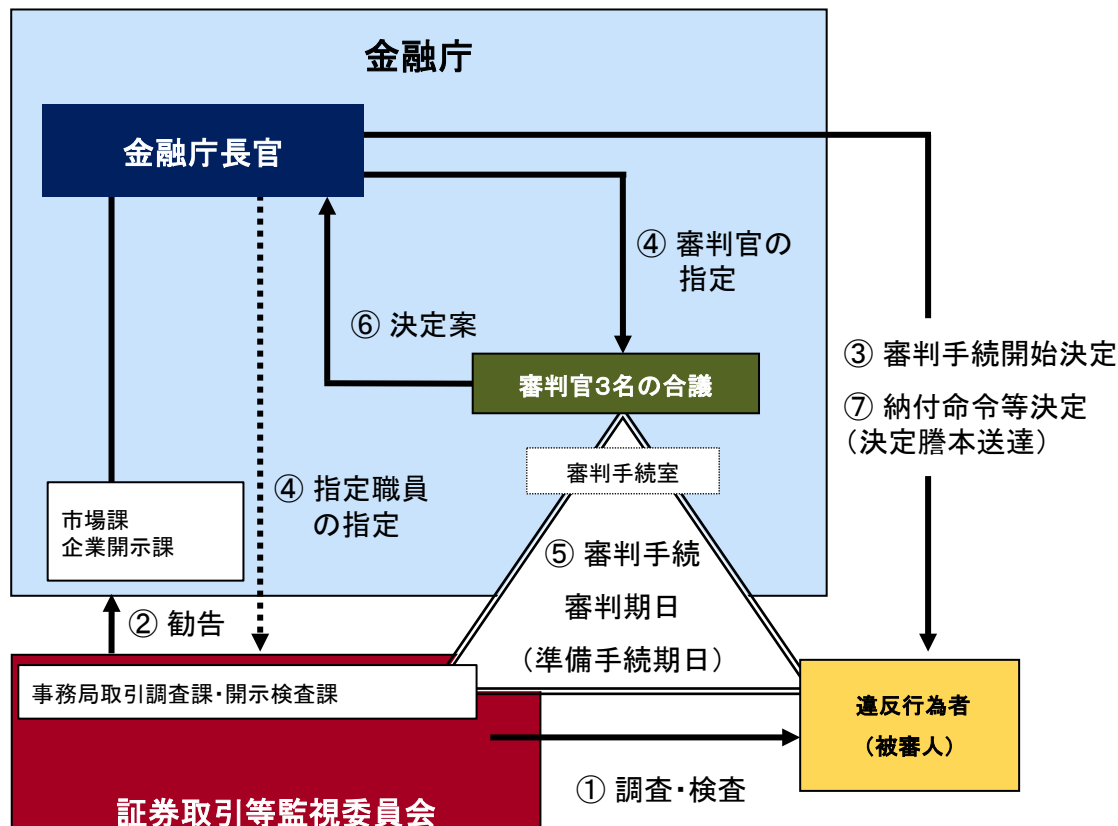
再発防止・未然防止

- 不公正取引の背景・原因等を究明した上で、自主規制機関と情報共有
- 勧告事案の特徴等を取りまとめた「課徴金事例集」の公表を通じて、上場会社等のインサイダー取引防止に向けた内部管理態勢や証券会社の売買審査業務等の充実に寄与

(参考) 課徴金制度

- ◆ 課徴金制度は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金融商品取引法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課すための行政上の措置
- ◆ 対象となる行為は、有価証券届出書・有価証券報告書の虚偽記載、風説の流布・偽計、相場操縦及びインサイダー取引等
- ◆ 証券監視委は、取引調査及び開示検査を実施し、その結果、課徴金の対象となる違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告※

＜課徴金制度概念図＞

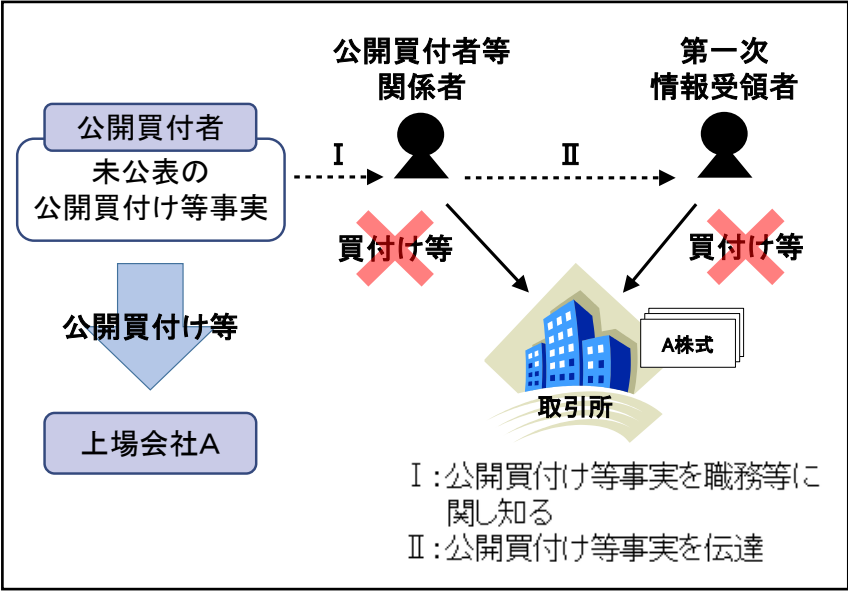
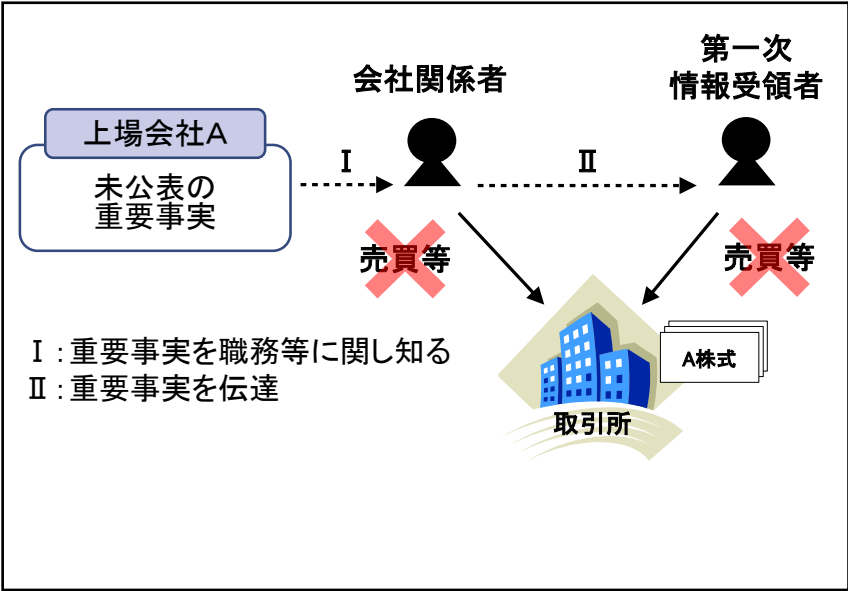


※課徴金納付命令を求める勧告を受けた金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経た上で課徴金の納付を命ずるか否かを決定

(参考) インサイダー取引規制とは

(1) インサイダー取引規制

「会社関係者」「公開買付者等関係者」又は「第一次情報受領者」が「重要事実」又は「公開買付け等事実」を知りながら、その公表前に、当該上場会社等の株式等の売買等を行うことを禁止。



用語	概要
会社関係者	上場会社の役職員や契約締結者の役職員など
公開買付者等関係者	公開買付者等の役職員や公開買付け等の対象会社の役職員など
第一次情報受領者	会社関係者から重要事実の伝達を受けた者又は公開買付者等関係者から公開買付け等事実の伝達を受けた者
重要事実	上場会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に影響を及ぼすもの ・具体例：①決定事実(株式の募集等)、②発生事実(業務遂行の過程で生じた損害等)、③決算情報(売上高等について、予め公表した予想値等と比較して重要な差異が生じたこと)、④バスケット条項(上記①～③以外のもの)
公開買付け等事実	上場会社等に係る「公開買付け等※の実施に関する事実」又は「公開買付け等の中止に関する事実」 (※公開買付けのほか、公開買付けに準ずる行為(いわゆる「買集め行為」も含む))

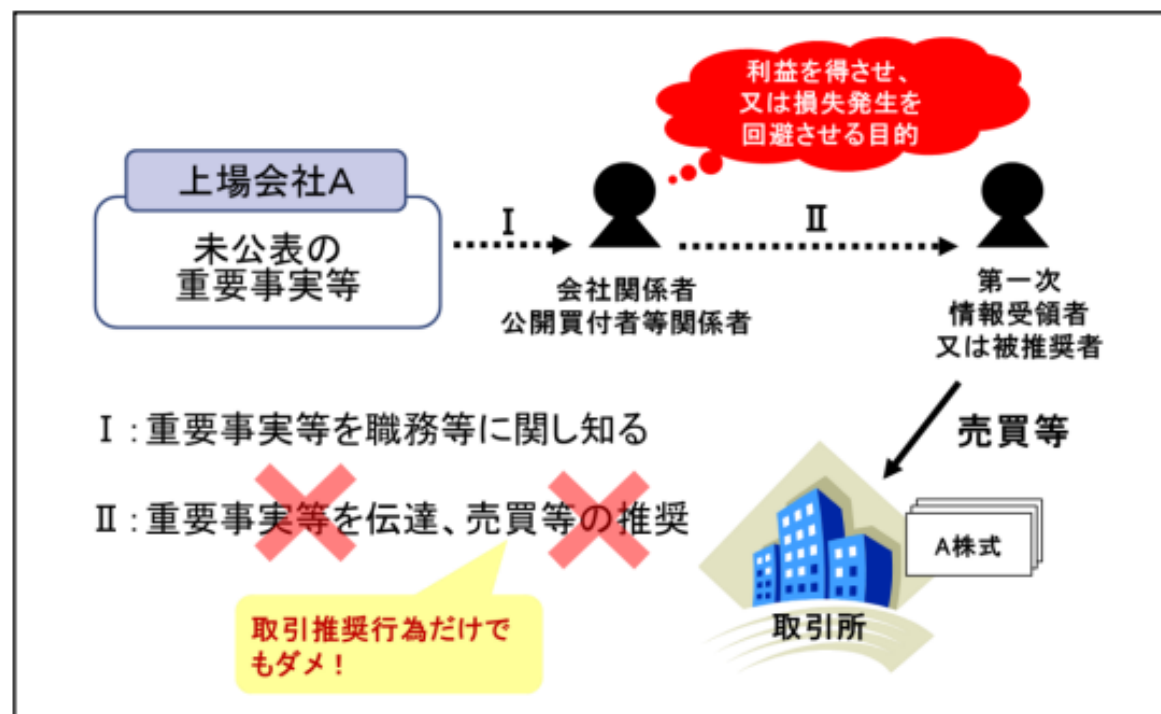
(参考) インサイダー取引規制とは

(2) 情報伝達・取引推奨規制（平成26年4月～）

未公表の重要事実を知っている会社関係者又は未公表の公開買付け等事実を知っている公開買付者等関係者が、他人に対し、公表前に売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもって、情報伝達又は取引推奨することを禁止。

※ 規制の対象者：

- ・会社関係者（法第 166 条第 1 項各号）：上場会社の役職員や契約締結者の役職員など
- ・公開買付者等関係者（法第 167 条第 1 項）：公開買付者等の役職員や公開買付け等の対象会社の役職員など



事例3 インサイダー取引に係る課徴金納付命令勧告

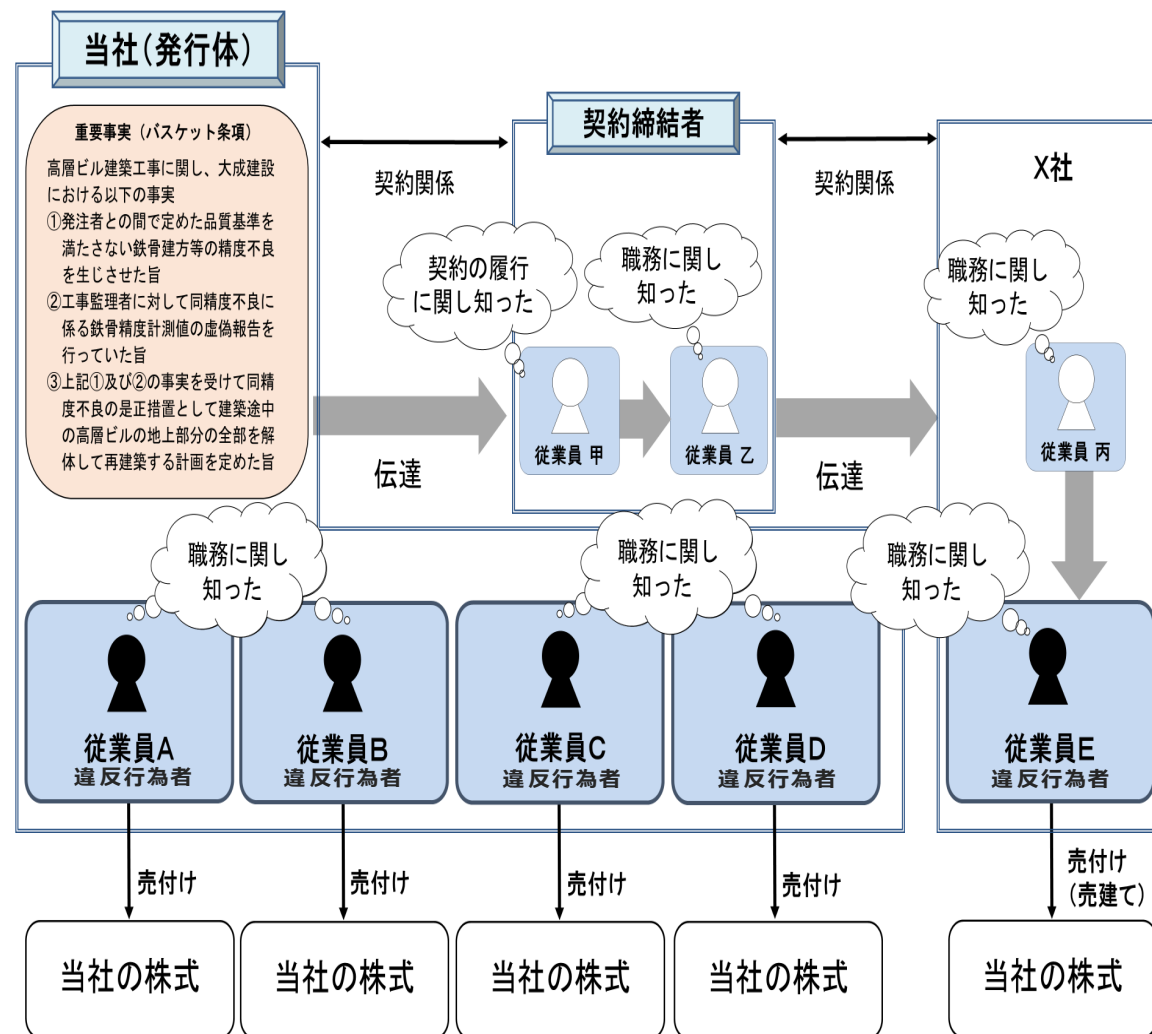
- 大成建設(株)従業員4名及び同社との契約締結者からの情報受領者（勧告日：R7.5.30）

勧告内容

- 違反行為者：大成建設(株) 従業員A～D（課徴金額：60万円、7万円、15万円、57万円）
情報受領者であるX社の従業員E（課徴金額：173万円）

事案概要及び特徴

- 大成建設(株)（以下「当社」）の従業員A～Dは、当社が施工中の高層ビルの建築工事において、鉄骨建方等の精度不良を生じさせた旨等の当社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実をその職務に関し知りながら、同重要事実が公表される前に当社株式を売り付けた。
- また、情報受領者であるX社の従業員Eは、同重要事実を職務に関し知りながら、同重要事実が公表される前に当社株式を売り付けた。
- 本件は、重要事実のうちバスケット条項が適用された事例。また、1事案で5名もの課徴金納付命令対象者がおり、その中には、規範意識を強く持って行動すべき上場会社の従業員4名が同時多発的に当社株式を売り付けて損失を回避しているほか、情報受領者1名は同重要事実を知った上で空売りをして利益を得ており、いずれも悪質な事例。



「令和7年度 金融商品取引法における課徴金事例集 ～不公正取引編～（※）」より抜粋

※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20260623.html>

監視委
コラム



バスケット条項について ～意外な落とし穴～

金商法第166条には、重要事実として、大きく分けて、「決定事実」（法第166条第2項第1号（第5号））、「発生事実」（法第166条第2項第2号（第6号））、「決算情報」（法第166条第2項第3号（第7号））について個別具体的に事項が列挙されていますが、実は、重要事実はこれだけではありません。

いわゆる「バスケット条項」として、「上場会社等及び上場会社等の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」（法第166条第2項第4号（第8号））が定義されています。

つまり、このバスケット条項とは、法令などの条文としてすべての事項を網羅的に列挙することができないため、明確に表現しきれないようなインサイダー取引を包括的に拾い上げる機能を果たす条項ということになります。

例えば、以下のような場合は、バスケット条項に該当するとされました。

- 上場会社等において工事不良による大規模建築物の取り壊し・再建築などが発生したこと
- 上場会社等が製造・販売する製品の強度試験の検査数値の改ざんが確認されたこと
- 上場会社等における複数年度にわたる不適切な会計処理が判明したこと



金商法上、個別具体的な事項だけがインサイダー取引規制の対象となっているわけではないことを正しく理解していただくとともに、上場会社等においては、何が投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすかを考慮し、インサイダー情報の管理態勢及び法令等遵守態勢の整備を徹底していただければと思います。

事例4 インサイダー取引に係る課徴金納付命令勧告

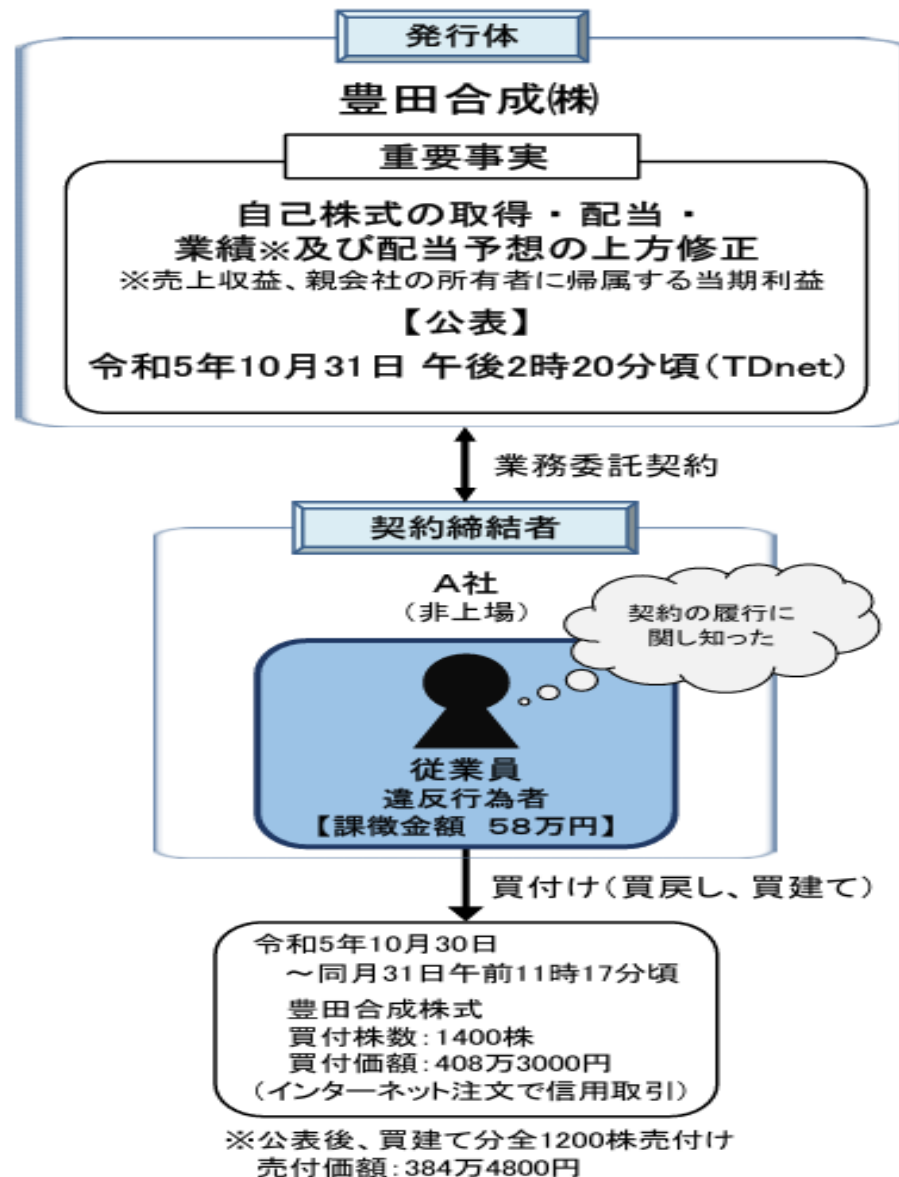
- 豊田合成(株)との契約締結者の従業員 (勧告日：R7.11.28)

勧告内容

- 違反行為者：豊田合成(株)との契約締結者の従業員
(課徴金額：58万円)

事案概要及び特徴

- 豊田合成株式会社（以下「豊田合成」）と業務委託契約を締結していたA社の従業員であった違反行為者は、豊田合成の業務執行を決定する機関が
 - ✓ 自己の株式の取得
 - ✓ 剰余金の（中間）配当を行うことについての決定をした旨
 - ✓ 豊田合成の属する企業集団の売上収益、親会社の所有者に帰属する当期利益及び剰余金の（中間、期末）配当について、直近の予想値に比較して、豊田合成が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨
 の重要事実を、上記業務委託契約の履行に関し知りながら、上記各重要事実の公表前に、自己の計算において、豊田合成株式を買い付けたもの。
- 本件は、上場会社である発行体と業務委託契約のある非上場会社（社外）の従業員による違反行為である。



「令和7年度 金融商品取引法における課徴金事例集 ～不公正取引編～（※）」より抜粋
※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20260623.html>

監視委
コラム

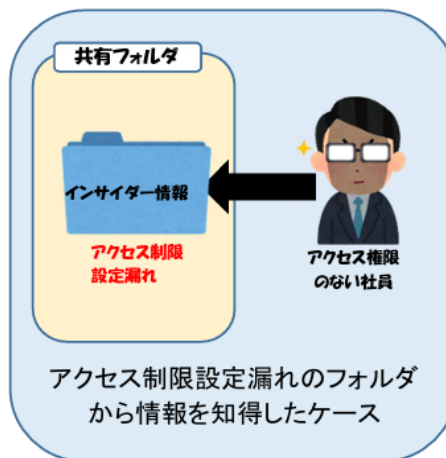


情報管理の重要性
～職場編～

ここでは、近年のインサイダー取引による課徴金勧告事案でみられた、上場会社、契約締結者等、公開買付者等の役職員等が、どのようにしてインサイダー情報を知り得るに至ったかの事例などを紹介しています。

インサイダー情報は、その情報を直接的に知得する立場にある者だけでなく、その立場にない者が業務を行う中で知得することも想定されます。

上場会社等においては、インサイダー取引を防止するための規程の整備・点検や社内研修等を通じた役職員への周知を図るとともに、必要に応じて社外の関係者間でも情報管理への意識を高めていくことが求められます。



事例5 インサイダー取引に係る課徴金納付命令勧告

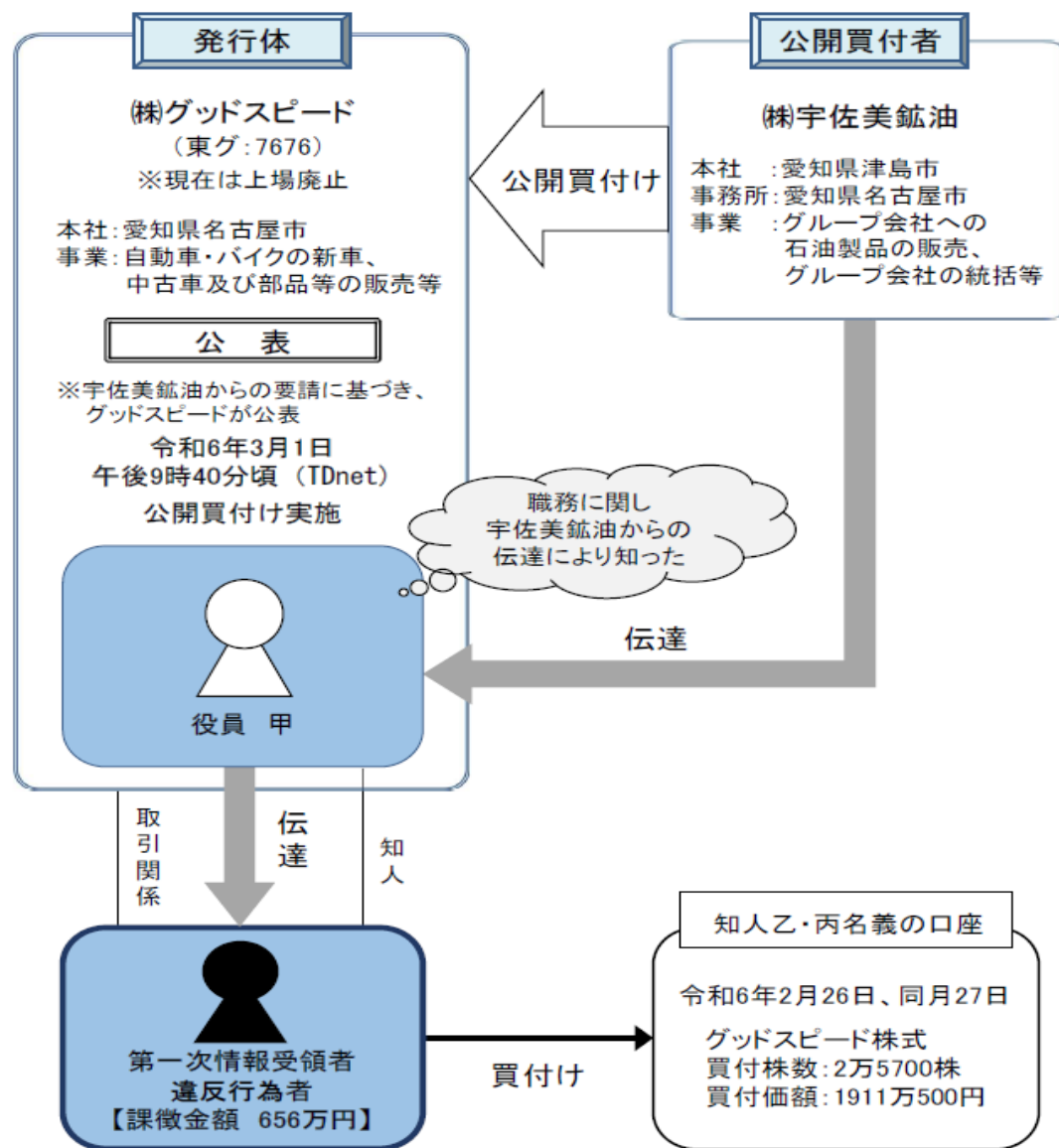
- (株)グッドスピードの役員から伝達を受けた者による内部者取引 (勧告日: R8.6.5)

勧告内容

- 違反行為者: (株)グッドスピードの役員からの情報受領者
(課徴金額: 656万円)

事案概要及び特徴

- 違反行為者は、株式会社グッドスピード (以下「グッドスピード」。令和6年8月23日上場廃止) の役員であった甲から、同人がその職務に関し(株)宇佐美鉱油 (以下「宇佐美鉱油」) からの伝達により知った、宇佐美鉱油の業務執行を決定する機関が、グッドスピード株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付け等の実施に関する事実 (以下「本件事実」) の伝達を受けながら、本件事実の公表前に、知人名義 (2口座) で、グッドスピード株式を買い付けた。
- 本件は、規範意識を強く持って行動すべき上場会社の役員が、知人に本件事実を伝達したことによって起こった違反行為であり、伝達を受けた者が複数の他人名義の口座で取引を行った悪質な事例。



※公表後、全株売付け
売付価額: 2186万600円

「令和7年度 金融商品取引法における課徴金事例集 ～不公正取引編～（※）」より抜粋

※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20260623.html>

監視委
コラム



違反行為は見逃さない ～少額取引・他人名義取引でも発覚～

証券監視委は、これまでに、取引規模や課徴金額の大小にかかわらず多数の課徴金勧告を行っています。また、違反行為の発覚を妨げる「隠蔽目的」で、複数の自己名義の証券口座や他人名義の証券口座（借名口座）を用いるなどの悪質な不公正取引事案についても、多数の課徴金勧告を行っています。

しかしながら、依然として、自身の違反行為が発覚することはないと安易に考え、違反行為に及ぶ者が後を絶たない状況が見受けられます。証券監視委は、日本取引所自主規制法人等や証券会社等市場関係者と緊密に連携して市場を監視しており、違反行為に目を光らせています。

なお、令和7年12月26日に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」の報告（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20251226-2.html）では、他人名義口座の提供を受けるなどして違反行為を行う者に対する課徴金の水準の引上げや、口座提供等の協力行為を行った者に対する課徴金を創設するなど、適切な措置を講ずる必要があると報告されています。

インサイダー取引で勧告対象となった違反行為者に見られた認識

100株くらいの取引なら当局に目を付けられないだろう。

他人名義で取引すれば当局に発覚しないだろう。



× 間違いです！



× 間違いです！

相場操縦行為で勧告対象となった違反行為者に見られた認識

利得額が少額の相場操縦なら発覚しないだろう。

複数の証券口座を使って相場操縦を行えば発覚しないだろう。



× 間違いです！



× 間違いです！

- 売買データや関係情報を詳細に分析することにより、問題のある取引を早期に把握することが可能です！
- 取引規模や課徴金額の大小にかかわらず幅広く取引を監視しており、少額の取引であっても調査の対象となります！
- 他人名義の証券口座や複数の自己名義の証券口座を用いるなど、違反行為の発覚を妨げる隠蔽工作を行っても、違反行為者の家族や友人、知人に対する幅広い調査等によって、真の取引者を容易に特定することが可能です！
- たとえ家族や友人・知人であっても、証券口座の貸与は厳禁です！

「令和7年度 金融商品取引法における課徴金事例集 ～不公正取引編～（※）」より抜粋

※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20260623.html>

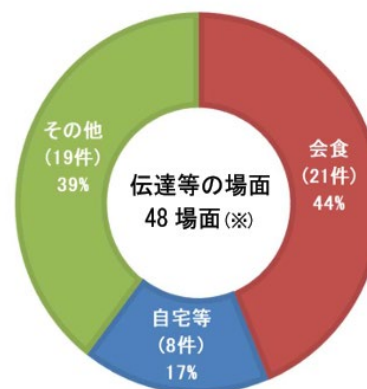
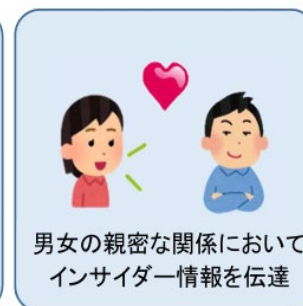
監視委
コラム



情報管理の重要性 ～プライベート編～

ここでは、近年のインサイダー取引による課徴金勧告事案でみられた、会社関係者や公開買付者等関係者が、プライベートな場において、インサイダー情報を伝達した事例などを紹介しています。親族や知人等との会話で、勤務先の話や仕事の内容の話をすることはあるかと思いますが、**何気なく話したことで、その内容によってはインサイダー取引規制の対象となり得ることに注意**してください（たとえ「インサイダー取引になるから取引しないように」と忠告していたとしても、インサイダー取引規制の対象となり得ます）。

また、インサイダー情報の伝達や取引推奨が行われた場面の多くは、友人、同僚、取引先等との「会食」の場でした。気心の知れた人との会食の場においては、普段は話さないようなことでも、つい気が緩んでしまい、話をしてしまうのかもしれませんが、気の緩みとは言え、**インサイダー情報を伝えたり、取引を推奨したりすることで、その結果として、自身のみならず、友人、同僚、取引先等の人達が行った取引が証券監視委の調査の対象となることに注意**してください。



(※) 令和元年度から令和7年度における勧告事案から集計
(職務上の伝達を受けた場面を除く。なお、伝達等の場面の数であり、勧告件数とは一致しない。)

「令和7年度 金融商品取引法における課徴金事例集 ～不公正取引編～（※）」より抜粋

※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20260623.html>

監視委
コラム



勧告件数が最も多いのは、公開買付け事案 ～公開買付けで気を付けるべきこと～

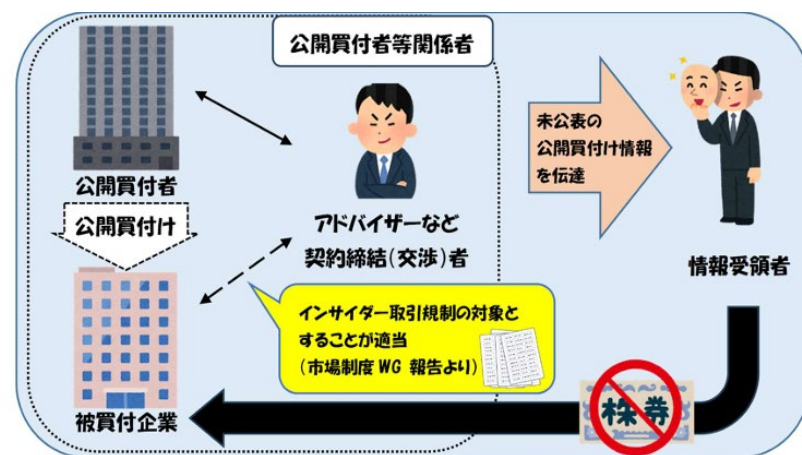
証券監視委のインサイダー取引に係る課徴金勧告事案でこれまでに最も件数が多いのは、公開買付け等事実に係る事案です。令和7年度では、公開買付者の職員であった知人から公開買付け等事実の伝達を受けた者が、公表前に当該株式の買付けを行った事案など、計2件の勧告を行いました。

公開買付けは、公表後に株価が上昇する確実性が高いことや、制度上、その公表前に多数の関係者に情報共有をすることがあり情報管理が難しいこと、公表までに相当な時間を要することが多いことなどから、違反行為件数が多くなっているものと考えられます。

公開買付けに係るインサイダー取引規制では、公開買付者のみならず、被買付企業、ファイナンシャル・アドバイザーや弁護士などの契約締結者も公開買付者等関係者となり、また、それらの者からの情報受領者も規制の対象となります。上場会社の役職員やアドバイザーなどの各種専門家は、研修等を通じて、インサイダー取引に関する知識の習得や意識付けの機会が多いと思われますが、情報共有すべき関係者は、必ずしも上場会社の役職員に限られません。例えば、非上場会社の役職員は、インサイダー取引に関する知識の習得や意識付けの機会が必ずしも多いとは限りませんので、情報共有に際しては、公開買付けの関係者が一体となって非上場会社の役職員への啓蒙や適切な情報管理の規律付けを含め、インサイダー取引の予防措置を積極的かつ十分に講じることが重要です。

有益と考えられる予防措置としては、アドバイザーによる関係者への注意喚起、“Need To Know”の原則に基づく情報伝達の範囲や内容の検討のほか、守秘義務契約の締結、情報共有された関係者の氏名は日本取引所自主規制法人等の求めに応じて作成する経緯報告書に記載され提出されることを情報共有する者に対して予め周知しておくこと、などが挙げられます。

なお、令和7年12月26日に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」の報告では、被買付企業と契約を締結・交渉している者（例：被買付企業のアドバイザー）についても、公開買付者等関係者としてインサイダー取引規制の対象とすることが適当である旨、報告されています。



事例6 風説の流布に係る課徴金納付命令勧告

- ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式に係る風説の流布（勧告日：R6.7.26）

勧告内容

- 違反行為者：個人投資家
（課徴金額：209万円）

事案概要及び特徴

- 違反行為者は、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ(株)の株式の価格を上昇させ、同株式を売り抜けて利益を得ようと考え、インターネット上の金融情報サイト「Yahoo!ファイナンス」内の電子掲示板に、同社に関して、合理的根拠のない情報を投稿し、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、これにより、同社の株式の価格を上昇させ、もって有価証券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、当該風説の流布により有価証券の価格に影響を与えた。
- 本件は、金融商品取引法第158条に規定する「風説の流布」を適用した初の勧告事例。本件のようなインターネット上の電子掲示板を利用して風説を流布する行為は、情報が瞬時に多数の投資者に伝播するといった性質を利用した現代型の違反行為と言える。

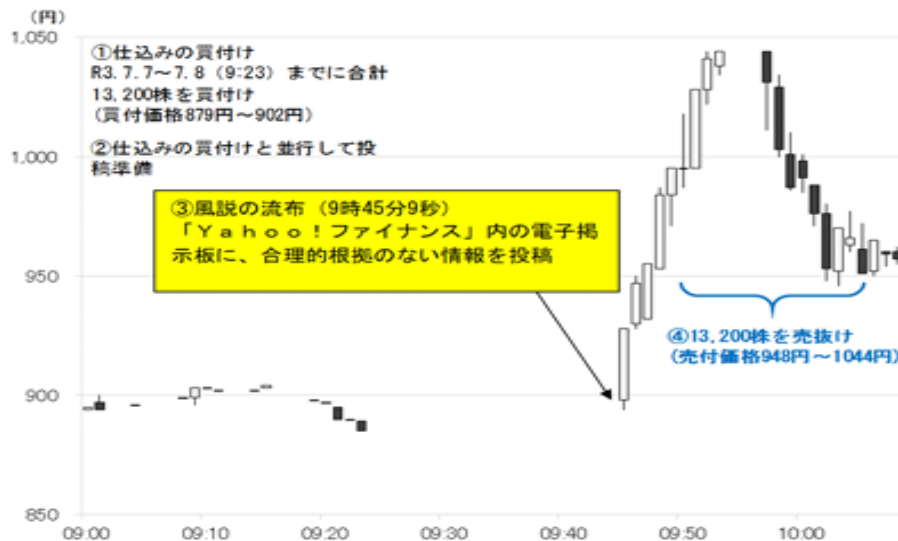


本件は、法第158条に規定する「風説の流布」を適用した初の勧告事案である。

違反行為の状況

- ① 自己名義の証券口座を使い、令和3年7月7日午前9時16分から同月8日午前9時23分にかけてHMT株式合計1万3200株を買付け
- ② 仕込みの買付けと並行して、インターネット上の金融情報サイト「Yahoo!ファイナンス」内の電子掲示板に投稿する文案を作成するなどの投稿準備を行う
- ③ 「Yahoo!ファイナンス」内の電子掲示板に、HMTに関して、合理的根拠のない情報を投稿して不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、HMT株式の価格を上昇させる
- ④ 買い付けたHMT株式を高値で売り抜け

違反行為前後の株価の推移



(参考) 風説の流布とは

「令和6年度 金融商品取引法における課徴金事例集 ～不公正取引編～(※)」より抜粋

※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20250624.html>

監視委
コラム



風説の流布について

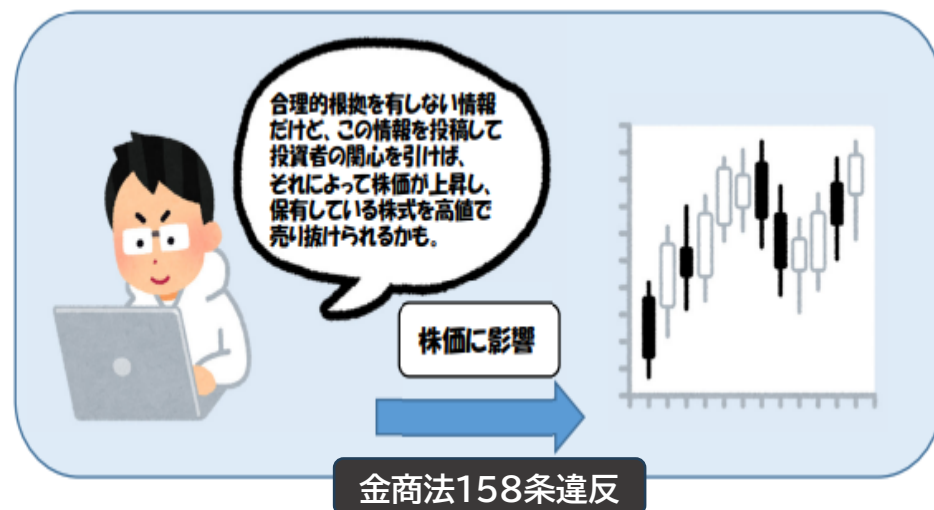
～インターネット上の投稿や書込みによる風説の流布も見逃しません！～

令和6年度において、証券監視委は、インターネット上の電子掲示板を利用して風説を流布したとして、金商法第158条「風説の流布」を適用した課徴金勧告を初めて行いました。

風説の流布とは、合理的根拠を有しない情報を不特定多数の者へ伝達される可能性がある状態に置くことをいうとされています（この情報が虚偽であるか結果的に真実であるかを問わず、「合理的根拠がないまま」に流布することが違法とされています）。

このようなインターネット上の電子掲示板を利用して風説を流布する行為は、情報が瞬時に多数の投資者に伝播するといった性質を利用した現代型の違反行為といえます。また、風説の流布によって相場の変動を図る行為は、相場操縦とは異なり、自らの資金を使うことなく、他人に資金を使わせることで相場の変動を図るという点で狡猾な違反行為といえます。

証券監視委は、相場操縦やインサイダー取引だけでなく、インターネット上の投稿や書込みによる風説の流布も見逃すことなく、合理的根拠のない情報で市場や投資者を混乱させる行為を防止していきたいと考えています。



※ 金商法第158条

何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

(5) 不公正取引の調査の概要（国際取引等調査）

クロスボーダー取引及びプロ投資家による不公正取引の調査を専門に実施

クロスボーダー取引の調査

- ・ 海外からの発注による不公正取引の有無について、海外当局に対し、多国間情報交換覚書(MMoU※)に基づく情報提供を依頼
- ・ 提供された情報を参考に、調査を実施

プロ投資家による取引の調査

- ・ プロ投資家による不公正取引の有無について、立入検査や質問調査を実施



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- ・ 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施

※ Multilateral Memorandum of Understandingの略。証券監督者国際機構(IOSCO:International Organization of Securities Commissions)が策定した各国証券監督当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み(令和8年3月末時点で131の当局が署名)

事例7 クロスボーダーのインサイダー取引に係る課徴金納付命令勧告

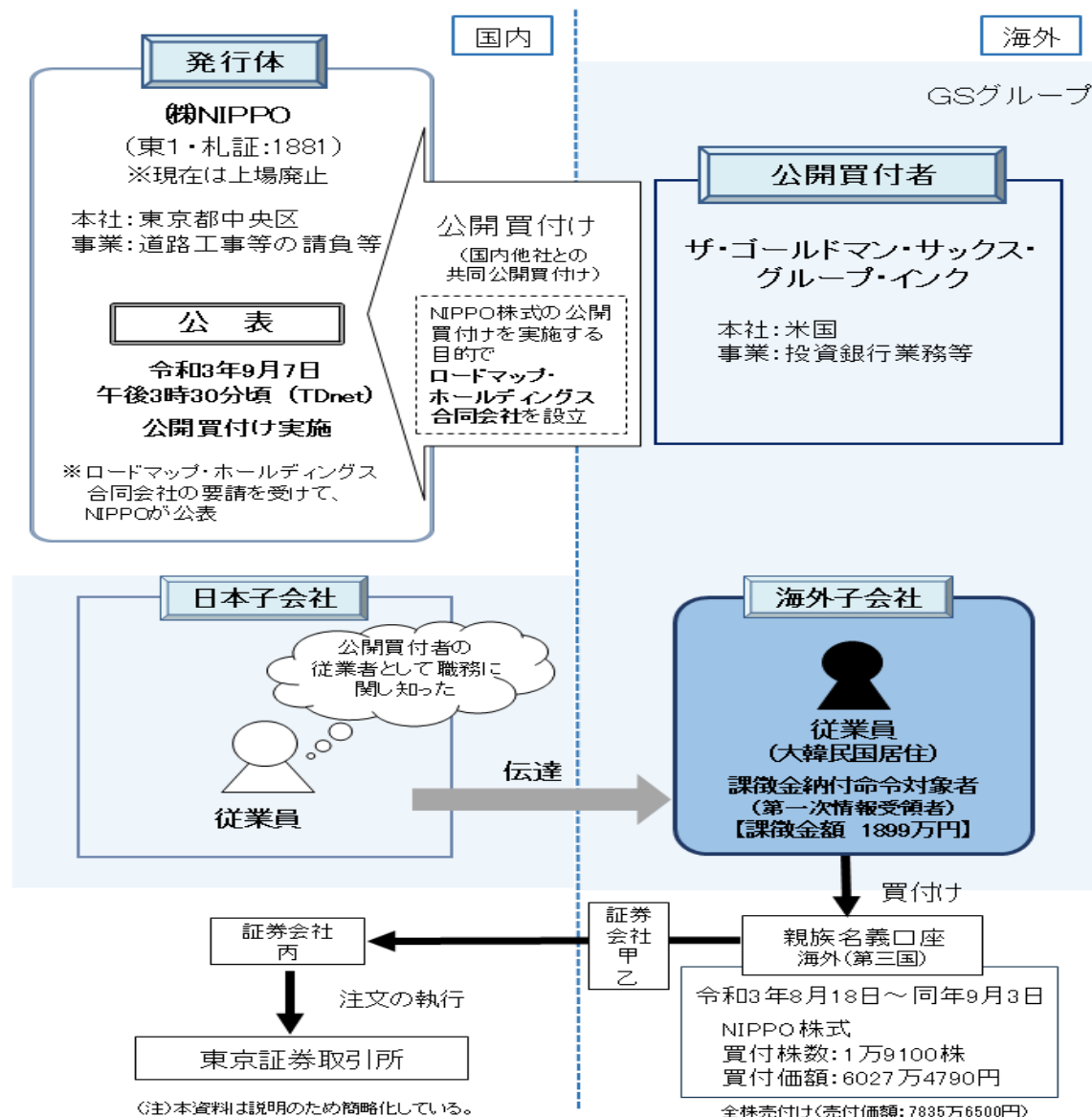
- 公開買付者の従業員から伝達を受けた海外居住者によるNIPPO株式に係る内部者取引（勧告日：R.8.6.26）

勧告内容

- 違反行為者：従業員（大韓民国在住）
（課徴金額：1,899万円）

事案概要及び特徴

- 違反行為者は、公開買付者であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「GSグローバル」）の投資業務等に従事していた日本子会社の従業員らから、同人らがその職務に関し知った、GSグローバルの業務執行を決定する機関が、株式会社NIPPO（以下「NIPPO」）の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実（以下「本件事実」）の伝達を受けながら、本件事実の公表前に、親族名義で、親族の計算において、NIPPO株式を買い付けた。
- 本件は、香港、大韓民国の各金融規制当局から支援を受けたほか、日本取引所自主規制法人から提供された情報等も参考として実態解明を行った。



(6) 犯則調査の概要

重大・悪質な違反行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求める



重大・悪質な違反行為の調査

インサイダー取引、相場操縦、有価証券報告書虚偽記載等の違反行為のうち、重大・悪質なものを調査

任意調査

犯則嫌疑者や関係者等に対しての質問、所持する物件の検査等を実施
官公署又は公私の団体への照会

強制調査

裁判官が発する許可状により、犯則嫌疑者や関係者の会社や個人宅に
立ち入り、関係資料等を差押え

告発

調査の結果に基づき、犯則嫌疑者を告発

最近の主な告発事例

株式会社アイスタイル株券に係る内部者取引事件の告発	告発日: 令和7年7月4日
犯則嫌疑者は、発行会社の従業員から、同人が職務に関し知った同社の業務等に関する重要事実(2社との業務上の提携及び両社を割当先とする無担保転換社債型新株予約権付社債等の発行を決定)の伝達を受け、その公表前に、発行会社の株券を買い付けた。	
株式会社オルツに係る虚偽有価証券届出書等提出事件の告発 (➡ P45参照)	告発日: 令和7年10月28日
犯則嫌疑者4名(犯則嫌疑法人の代表取締役社長ら)は、共謀の上、同法人の業務に関し、上場に伴う株券の募集等の実施に際し、架空売上高を計上する方法により、虚偽の損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、上場後においても同様に、虚偽の連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。	
不正アクセス行為を手段とした相場操縦事件の告発 (➡ P46参照)	告発日: 令和7年12月18日
犯則嫌疑者(犯則嫌疑法人の代表取締役)は、氏名不詳者らと共謀の上、同法人の業務又は財産に関し、財産上の利益を得る目的で、上場会社の株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て、犯則嫌疑法人名義のほか、不正アクセス行為により複数名義の証券口座を利用するなどして同株券の売買等をし、同株券の価格を上昇させた上、その上昇させた価格により犯則嫌疑法人名義で同株券を売り付けた。	
株式会社牧野フライス製作所株券に係る内部者取引事件(1)(2) (➡ P47参照)	告発日: 令和8年2月19日 令和8年2月27日
犯則嫌疑者A(証券会社の取締役投資銀行本部長)は、公開買付代理人業務契約等の締結の交渉に関し、上場株券に対する公開買付けの実施に関する事実を知ったもの、犯則嫌疑者Bは、Aの知人、犯則嫌疑者C及び犯則嫌疑者Dは、Bの知人であるが、犯則嫌疑者4名は、共謀の上、同公開買付けの実施に関する事実の公表前に、複数名義で同株券を買い付けた。	
株式会社スーパーバリュー株券等5銘柄に係る相場操縦事件	告発日: 令和8年3月12日
犯則嫌疑者は、上場会社5銘柄の株券について、各株券の売買を誘引する目的等をもって、それぞれ複数名義で、売り下がり売付けや買い上がり買付けなどの方法により、各株券の売買等をするとともに、仮装売買をし、各株券の株価を変動させた。	

事例 8 (株)オルツに係る虚偽有価証券届出書等提出事件の告発

告発内容

- ・ 告 発 日：令和 7 年10月28日
- ・ 犯則嫌疑法人：株式会社オルツ
- ・ 犯則嫌疑者：犯則嫌疑法人の代表取締役社長としてその業務全般を統括管理していたもの
犯則嫌疑法人の取締役兼最高財務責任者として財務業務を統括管理していたもの
犯則嫌疑法人のAI Solutions事業部長等として営業業務を統括管理していたもの
犯則嫌疑法人の財務経理部長として経理業務を統括管理していたもの

事案概要

犯則嫌疑者 4 名は、共謀の上

- ・ 犯則嫌疑法人の業務に関し、株式会社東京証券取引所グロース市場（以下「グロース市場」）上場に伴う株券の募集及び売出しを実施するに際し、令和 6 年 9 月 5 日、関東財務局長に対し、架空売上高を計上する方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出した。
 - ✓ 令和 4 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの事業年度につき、
売上高が約 2 億 4 千万円であったにもかかわらず、売上高を約 2 6 億 6 千万円と記載した虚偽の損益計算書を掲載
 - ✓ 令和 5 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの事業年度につき、
売上高が約 3 億 9 千万円であったにもかかわらず、売上高を約 4 1 億 1 千万円と記載した虚偽の損益計算書を掲載
 - ✓ 令和 6 年 1 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までの中間会計期間につき、
売上高が約 4 億 9 千万円であったにもかかわらず、売上高を約 2 8 億 4 千万円と記載した虚偽の中間損益計算書を掲載
- ・ その発行する株券をグロース市場に上場していた犯則嫌疑法人の業務に関し、令和 7 年 3 月27日、関東財務局長に対し、架空売上高を計上する方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。
 - ✓ 令和 6 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの連結会計年度につき、
売上高が約10億9千万円であったにもかかわらず、売上高を約60億5千万円と記載した虚偽の連結損益計算書を掲載

事例 9 不正アクセス行為を手段とした相場操縦事件の告発

告発内容

- ・ 告 発 日 : 令和 7 年 12 月 18 日
- ・ 犯則嫌疑法人 : 株式会社 L & H
- ・ 犯則嫌疑者 : 犯則嫌疑法人の代表取締役としてその業務全般を統括管理していたもの

事案概要

犯則嫌疑者が、犯則嫌疑法人の代表取締役として、同社の業務又は財産に関し、財産上の利益を得る目的で、氏名不詳者らと共謀の上、東京証券取引所が開設する有価証券市場に上場されているX社の株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て、令和 7 年 3 月 17 日

- ✓ 同株券の売買を誘引する目的をもって、犯則嫌疑法人ほか 10 名義の証券口座で連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により同株券を買い付け、さらに、犯則嫌疑法人名義で下値買い注文を大量に入れるなどの方法により同株券の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をし
- ✓ 同株券の売買状況について他人に誤解を生じさせる目的をもって、同株券について、犯則嫌疑法人名義で売り付けると同時期に、これと同価格において B ほか 8 名義の証券口座において買い付けることをあらかじめ通謀の上、売買をし

同株券の価格を上昇させた上、その頃、その上昇させた株価により犯則嫌疑法人名義で同株券を売り付けたという事案であり、悪質性が認められることから、東京地方検察庁に告発したもの。

なお、犯則嫌疑法人以外の 10 名義の証券口座は、利用権者のいる証券口座を不正アクセス行為により不正に利用した口座である。

事例10 証券会社の役員が関与した内部者取引事件の告発

告発内容

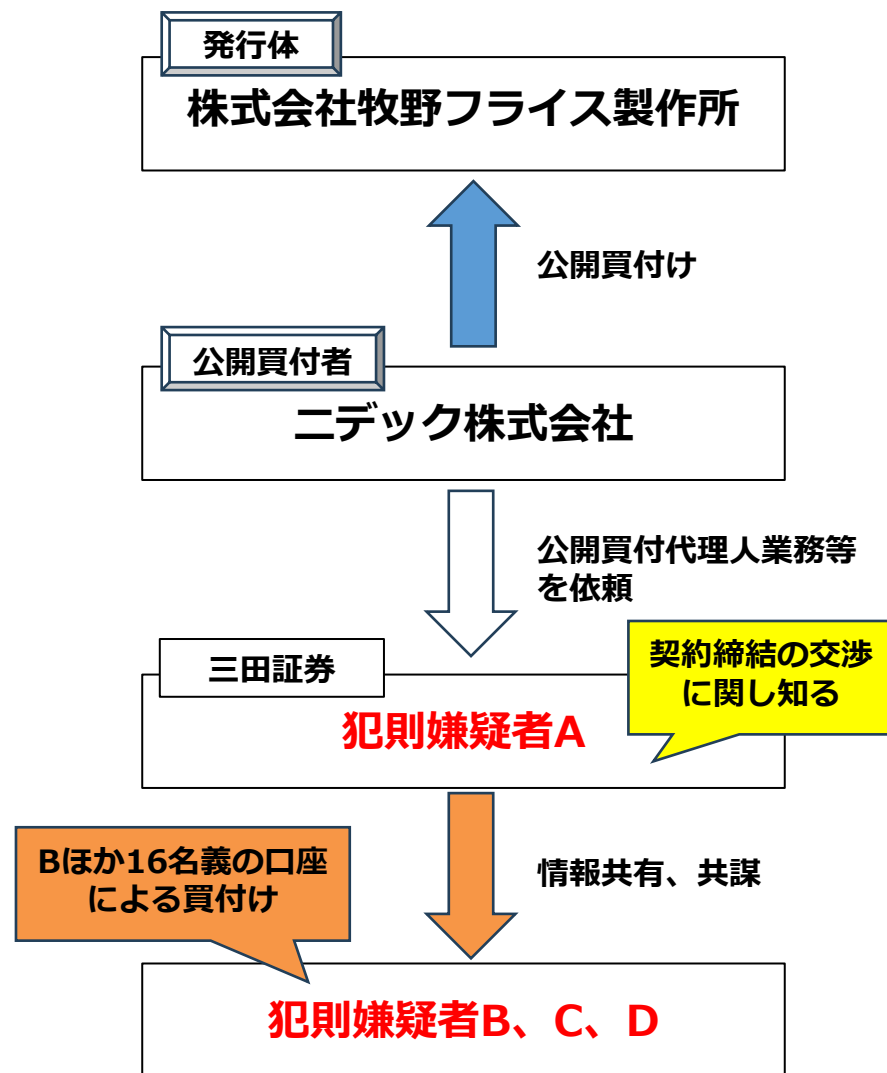
- 告 発 日：令和8年2月19日、同月27日※
- 犯則嫌疑者：
 - A（三田証券株式会社の取締役投資銀行本部長（当時））
 - B（犯則嫌疑者Aの知人）
 - C（犯則嫌疑者Bの知人）
 - D（犯則嫌疑者Bの知人）

※ 2月19日に嫌疑者3名を、同月27日に共犯者1名を告発。

事案概要

犯則嫌疑者Aは、三田証券株式会社の取締役投資銀行本部長として、令和6年8月下旬頃、ニデック株式会社との間の公開買付代理人業務契約等の締結の交渉に関し、同社が株式会社牧野フライス製作所（以下「牧野フライス」）の株券の公開買付けを行うことを決定した旨の公開買付けの実施に関する事実を知ったもの、犯則嫌疑者BはAの知人、犯則嫌疑者C及びDはBの知人であるが、4名が共謀の上、同公開買付けの実施に関する事実の公表前である同年9月上旬から同年12月下旬までの間、Bほか16名義で、牧野フライスの株券合計32万9,100株を代金合計約23億4,980万円で買い付けたもの。

【概要図】



Ⅲ. 開示検査の取組み

開示規制の概要①：開示規制とは？

- 有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため
- 有価証券届出書を始めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付けることにより
- 有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、迅速かつ公平に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度

開示規制の概要②：主な法定開示書類

主な法定開示書類とその提出根拠（要約）		
企業内容等に関する開示	発行開示	有価証券届出書等 有価証券の募集・売出しは、当該有価証券の発行者が、当該募集・売出しに関し内閣総理大臣に届出を行っていないとすることはできない。 有価証券の募集・売出しに係る届出をしようとする発行者は、届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
	継続開示	有価証券報告書等 上場有価証券等の発行者は、事業年度ごとに、有価証券報告書を、当該事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。
公開買付けに関する開示	公開買付届出書等 公開買付者は、公開買付開始公告を行った日に、公開買付届出書を内閣総理大臣に提出をしなければならない。	
株券等の大量保有の状況に関する開示	大量保有報告等 上場会社が発行する株券等の保有割合が5%超となった者は、その日から5営業日以内に大量保有報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。	



- EDINETによる開示書類の提出を義務付け
- 虚偽開示書類の提出等は課徴金納付命令の対象

上場会社等の開示書類の検査を通じた、適正なディスクロージャーの確保

各種情報の収集・分析

- ・ 情報提供窓口等、さまざまなチャネルを通じた情報の収集・分析
- ・ 上場会社等を取り巻く環境等を含む様々な視点からディスクロージャーの適正性を監視



上場会社等に対する検査

- ・ 開示書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査の実施



検査の結果、開示規制違反が認められた場合

課徴金納付命令勧告等

- ・ 開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を実施
- ・ 勧告を実施しない場合でも、必要に応じ、開示書類の自発的な訂正等を慫慂



再発防止・未然防止

- ・ 開示規制違反の背景・原因等を究明した上で、当該上場会社等の経営陣と議論
- ・ 問題意識の共有を通じて、適正なディスクロージャーに向けた体制の構築・整備を慫慂
- ・ 勧告事案の内容、背景等を取りまとめた「開示検査事例集」を公表

各種情報の収集・分析

■ 開示規制違反の早期発見（有用な情報の収集・分析の充実）

➤ 開示規制違反の**リスクに着目した情報収集・分析**を実施。

具体的には、

- 不正発生リスクなどに着目し、上場会社について継続的に情報収集・分析を実施。
- 各種財務データ等に基づく分析だけではなく、市場・上場会社を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、ビジネスの実態に即した深度ある情報の調査・分析を実施。

開示検査の取組みのポイント②

上場会社等に対する検査

■ 効果的・効率的な検査・調査の実施 (機動力の強化・多面的な監視)

- 開示規制違反の早期是正を図るため、**効率的かつ機動的に開示検査**を実施。
⇒ 開示検査の結果、開示書類に重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、課徴金納付命令勧告を実施。
- 開示書類の**訂正報告書等を自発的に提出した上場会社**について、訂正内容、その会社の内部統制の機能状況等を把握する必要性が認められる場合には、**開示検査を実施。**
- **効果的かつ多面的な開示検査を実施**する観点から、下記を実施。
 - ・ 検査対象会社のガバナンスの機能状況の把握
 - ・ 大量保有報告制度違反に関する事案の積極的な検査
 - ・ 特定関与行為※に関する事案の積極的な調査

※「特定関与行為」とは、重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出を容易にすべき行為又はその提出を唆す行為をいう。

開示検査の取組みのポイント③

再発防止・未然防止

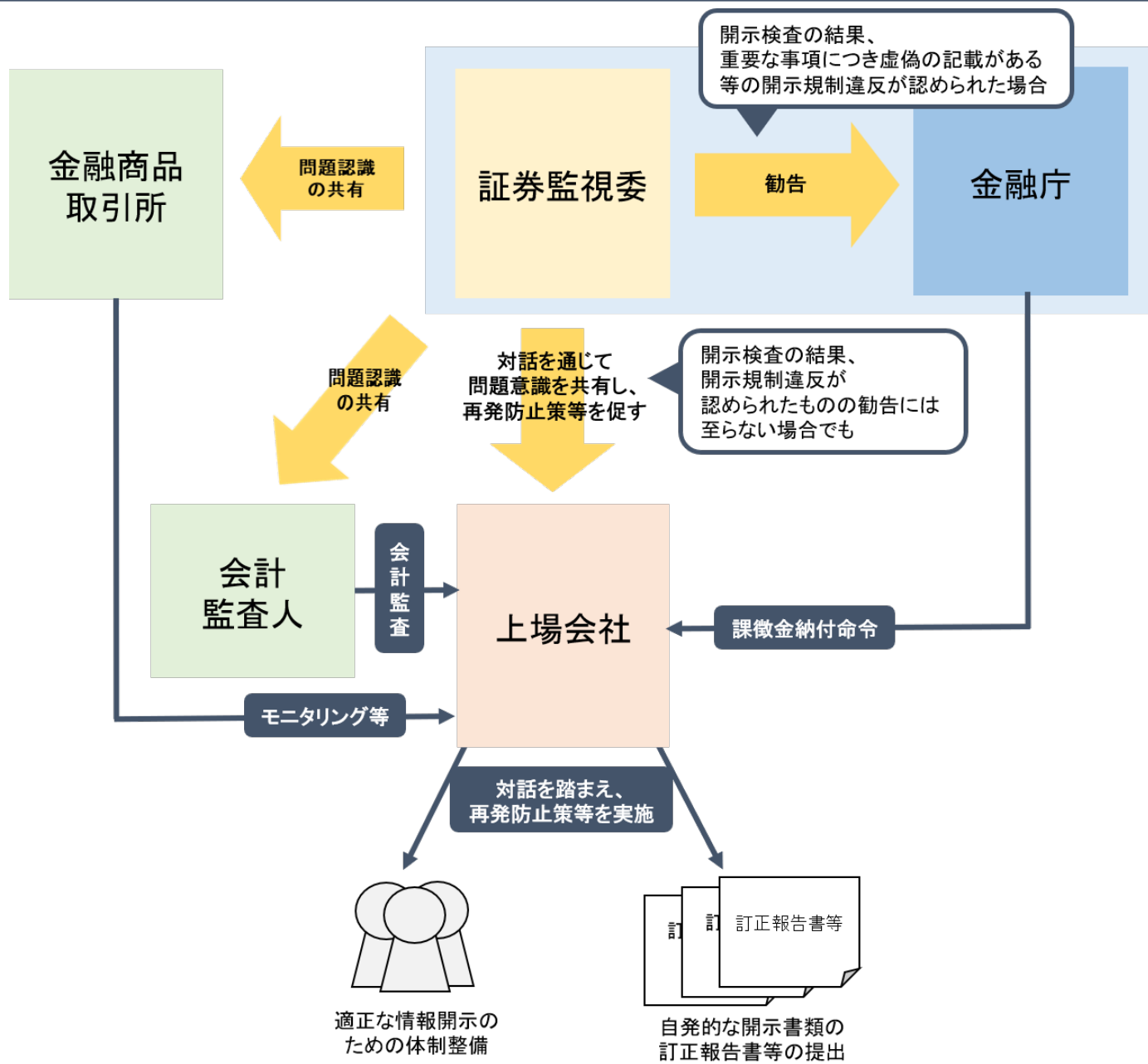
■ 開示規制違反の再発防止・未然防止 (経営陣との積極的な対話・積極的な広報活動)

- 開示規制違反が認められた上場会社の**経営陣と開示規制違反の背景・原因等について議論し、問題意識を共有**。
 - ➡ 会社の自主的な有価証券報告書等の訂正や、適正な情報開示に向けた体制構築・整備を促し、再発防止を図る
- 開示規制違反の**未然防止に向けた取組みの一環として、証券監視委ウェブサイト「市場へのメッセージ※¹」**において、課徴金納付命令勧告を行った事案の内容を分かりやすく説明。また、毎年公表している**「開示検査事例集※²」**では、課徴金納付命令勧告に至らなかった開示規制違反事例等についても紹介。
 - ➡ 積極的な情報発信による広報・啓蒙活動を通じて、上場会社内での適正な情報開示に向けた議論や監査対象会社と公認会計士又は監査法人との対話を促進し、開示規制違反の再発防止・未然防止を図る
- 金融庁及び公認会計士・監査審査会との連携に加え、**金融商品取引所や日本公認会計士協会といった自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化**
 - ➡ 市場監視の実効性を高める

※1【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>

※2【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>

(参考) 開示検査を通じた主な取組み (イメージ図)



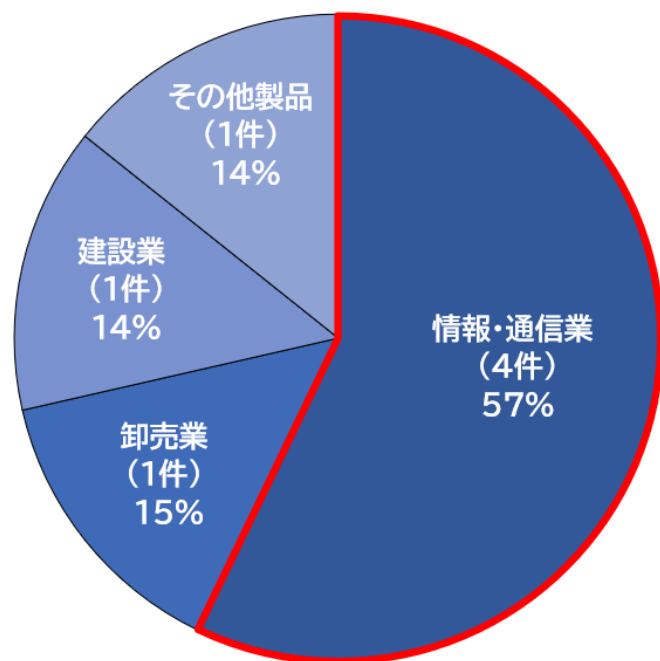
IV. 近時の開示検査の実績

開示規制違反の傾向①（違反行為者の業種別分類）

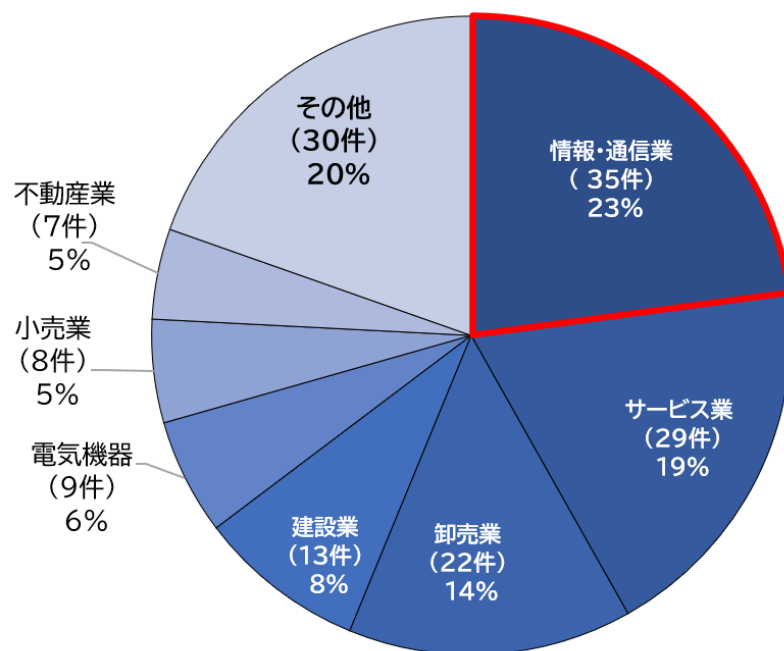
- 令和7年度の勧告事案について、業種別では、情報・通信業が4件（57%）と最も多い。
 - 過去からの累計で見ても、情報・通信業の割合は多い状況（35件・23%）となっている。
- ※ 証券監視委では、日頃より、幅広く有用な情報の収集・分析を行っており、その過程では暗号資産関連事業（暗号資産を投資目的として保有していることを含む）を営む会社等の例が散見されます。

違反行為者（発行者である会社）の業種別分類

《 令和7年度 》



《 累計（課徴金制度導入以降） 》



※ 1 累計値は、年度単位（平成18年度～令和7年度）で集計。

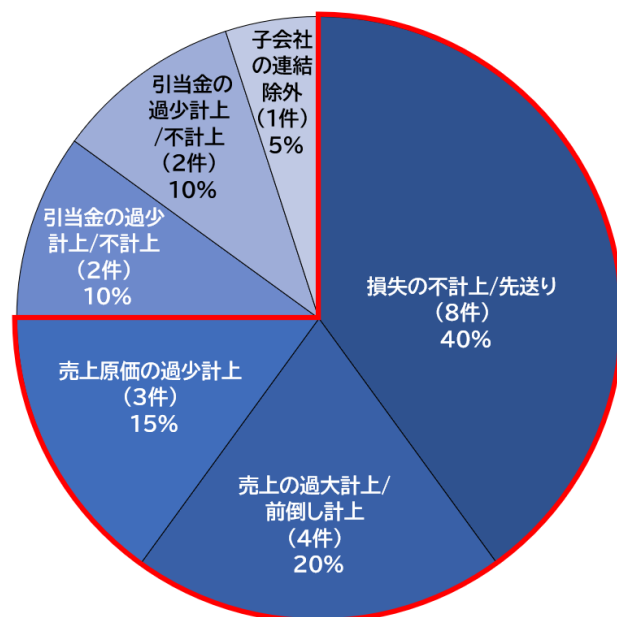
※ 2 虚偽記載・不記載のあった発行開示書類・継続開示書類に対する課徴金納付命令勧告を集計。

開示規制違反の傾向②（主な不適正な会計処理等の内容）

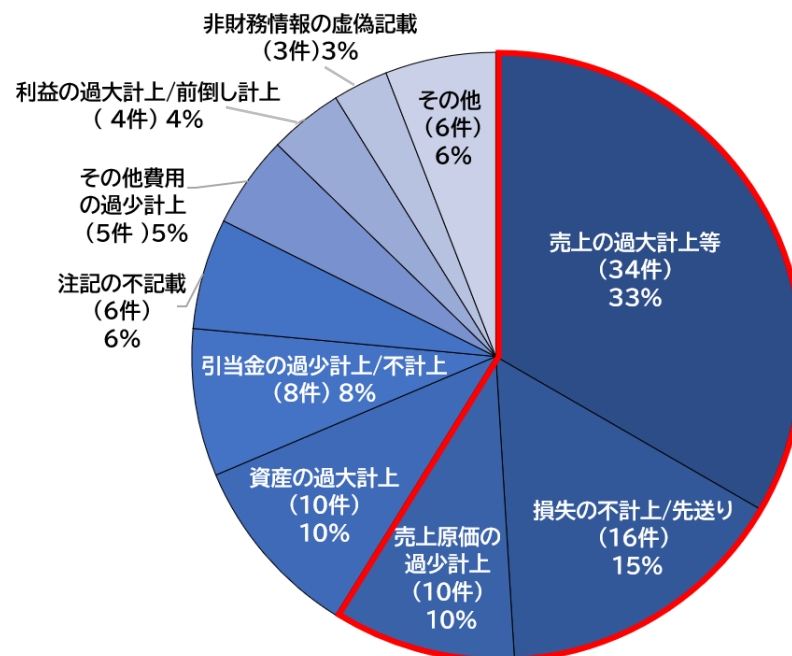
- 令和7年度の勧告事案については、損失の不計上/先送りに関する不適正な会計処理が8件（40%）と最も多く、次に、売上の過大計上/前倒し計上が4件（20%）、売上原価の過少計上が3件（15%）と続いている。
- 過去からの累計で見ても、これらの不適正な会計処理の割合は多く、全体の半数以上（58%）を占めている。
- また、注記の不記載や非財務情報の虚偽記載といった財務諸表に記載される金額以外にも不記載や虚偽記載が見られ、累計では全体の1割弱（9%）となっている。

主な不適正な会計処理等の内容

《令和7年度》



《累計（過去7年度）》



※1 累計値は、年度単位（令和元年度～令和7年度）で集計。

※2 1件の勧告事例において複数の不適正な会計処理等が行われた事例があるため、本図表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

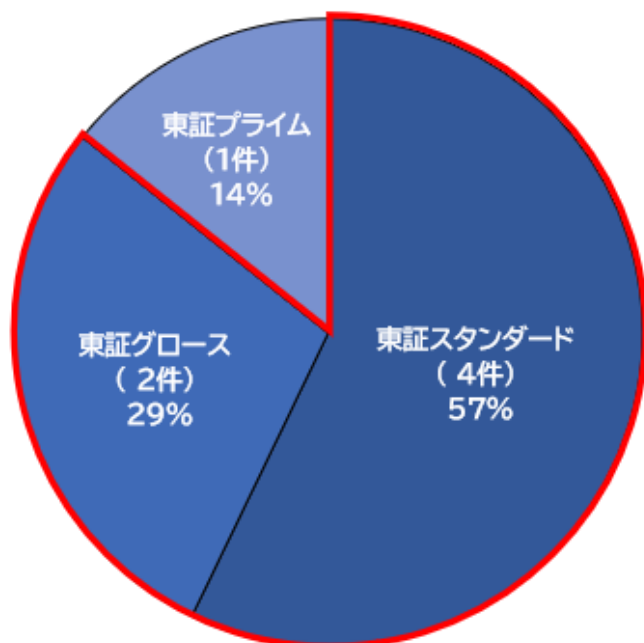
※3 虚偽記載・不記載のあった発行開示書類・継続開示書類における主な不適正な会計処理等を集計。

開示規制違反の傾向③（違反行為者の市場別分類）

- 令和7年度の勧告事案については、東証スタンダード及び東証グロースの上場会社が全体の8割（86%）を占めており、東証スタンダードが全体の半数以上（57%）を占めている。
- 過去からの累計で見ても、東証スタンダード及び東証グロースの上場会社が全体の8割（84%）を占めており、このうち、東証スタンダードが全体の5割弱（48%）と最も多い。

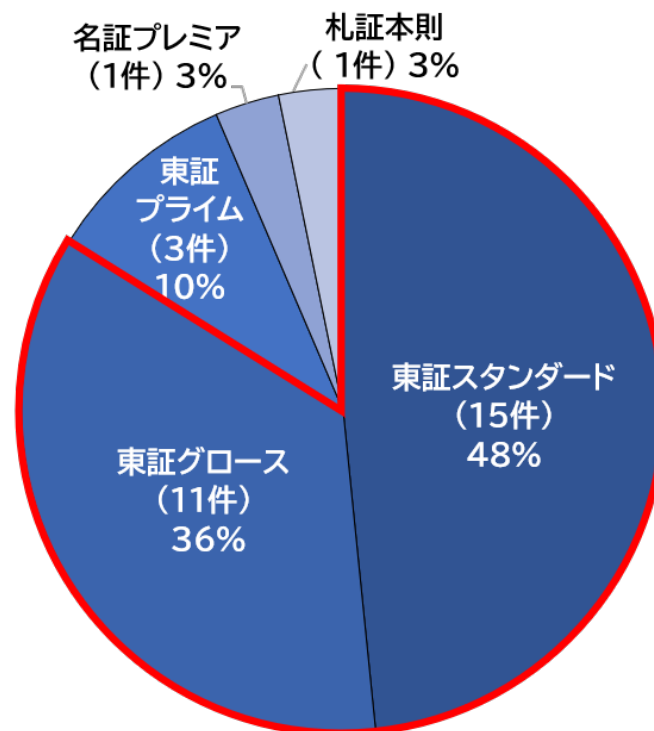
違反行為者の市場別分類

《 令和7年度 》



《 累計（過去4年度） 》

※市場区分変更後



※1 累計値は、年度単位（令和4年度～令和7年度）で集計。

※2 複数の市場に上場している違反行為者がいるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない場合がある。

※3 虚偽記載・不記載のあった発行開示書類・継続開示書類における主な不適正な会計処理等を行った違反行為者が上場する市場を集計。

開示規制違反の傾向④（違反行為者の上場期間別分類）

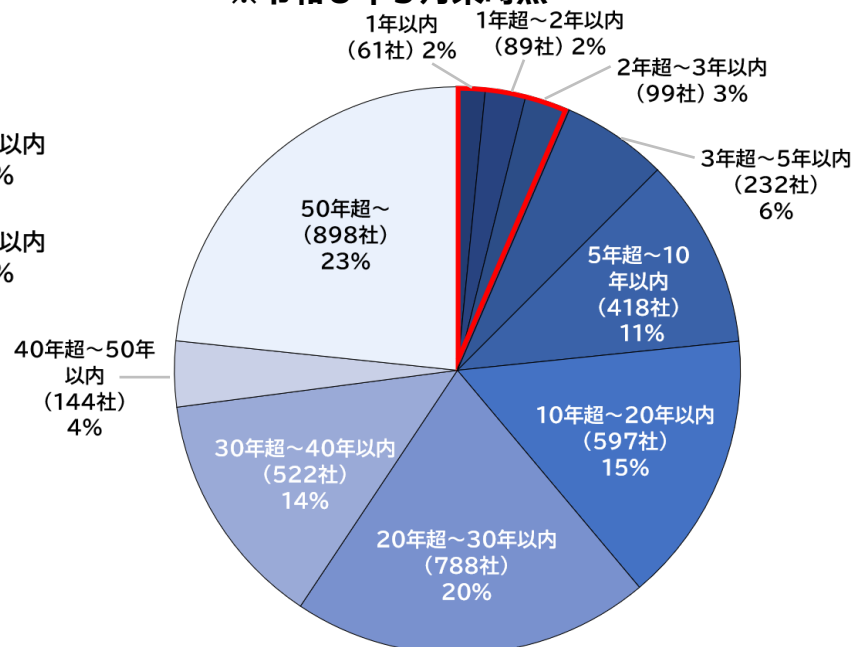
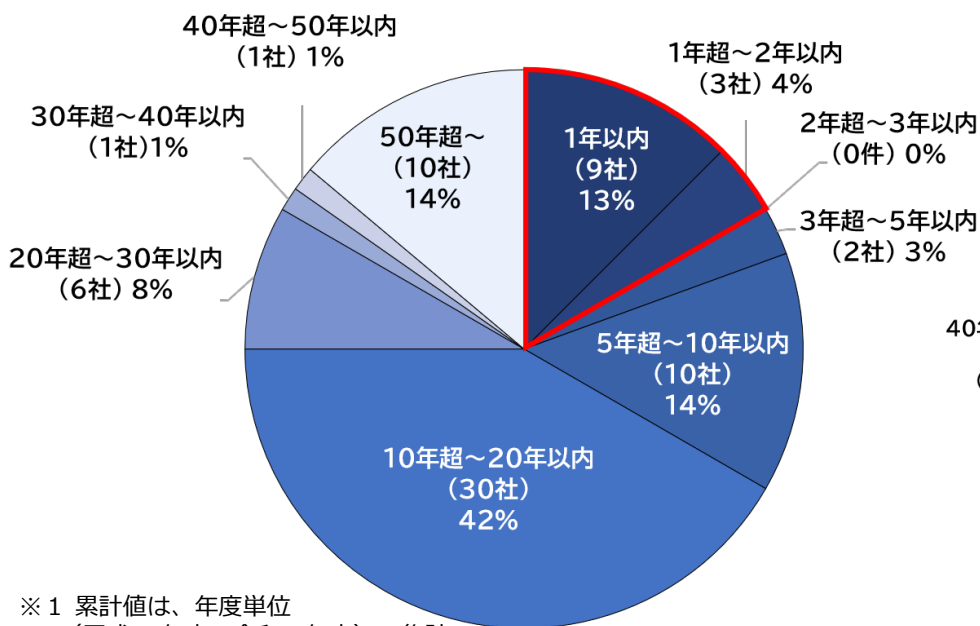
- 課徴金納付命令勧告の対象となった上場会社を上場期間別に見ると、上場後3年以内の会社が全体の2割弱（17%）を占めている。一方、参考となるが、全上場会社の上場期間別分類を見ると、上場後3年以内の会社は全体の1割弱（7%）となっている。
- また、上場後3年以内の会社では、不適正な会計処理等を行った目的として、予算・業績目標達成のために行った事案が大半を占めている。
- なお、不適正な会計処理等を行った目的について、上場期間が長い会社（上場後10年超～20年以内）に目を向けてみると、上場廃止回避を含む損失計上を回避するため、また、従業員の誤謬や業績を実態以上に示すためといった種々の事案が見られる。

違反行為者の上場期間別分類

《 累計（過去11年度） 》

（参考：上場会社の上場期間別分類）

※令和8年3月末時点



※1 累計値は、年度単位（平成27年度～令和7年度）で集計。

※2 違反行為者の上場期間別分類は、上場日から、課徴金納付命令勧告の対象となった発行開示書類・継続開示書類の財務諸表の期末日までの期間のうち最も早い期間で分類のうえ、集計。

※3 上場会社の上場期間別分類は、各取引所（東証・名証・札証・福証）の上場会社（3,848社）を上場日から令和8年3月31日までの期間で分類のうえ、集計。

事例1 (株)サカイホールディングス株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告

勧告内容

- ・ 勧告日：令和6年9月10日
- ・ 勧告対象：①株式会社サカイ（非上場）
②株式会社サンワ（非上場）
- ・ 課徴金額：①10万円、② 10万円

制度及び事案概要

（大量保有報告制度の概要）

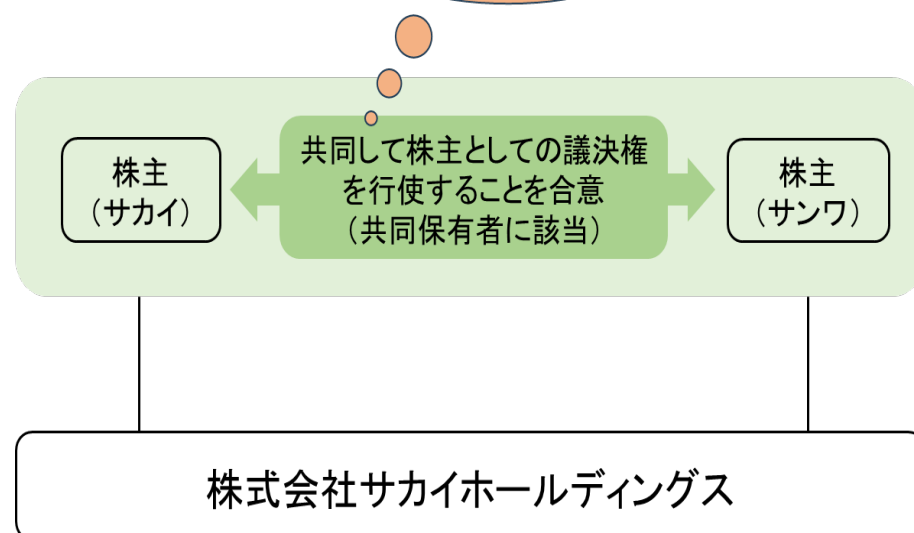
- ・ 大量保有報告制度では、法人・個人にかかわらず、下記①又は②に該当した場合、該当した日から5日以内に、「大量保有報告書」「変更報告書」を提出しなければならない。
 - ① 上場会社の株券等の保有割合が5%を超えた場合（「大量保有報告書」）
 - ② その割合が1%以上増減するなどした場合（「変更報告書」）
- ・ 株券等の保有割合の計算に当たっては、共同保有者（共同して株券等の取得や議決権の行使をすること等を合意している他の保有者）の保有株券等の数も加算することとされている。

（概要）

- ・ 株式会社サカイホールディングスの株主である株式会社サカイと株式会社サンワは、サカイホールディングスに対して株主提案（取締役の選任）を行うこと及びその賛成に関し、共同して株主としての議決権を行使することを合意していた（共同保有者に該当）。
- ・ サカイとサンワは、共同保有者に該当していたにもかかわらず、大量保有報告書等を提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載がある等の変更報告書を提出した。

【不正行為の概要】

株式会社サカイと株式会社サンワは、共同保有者に該当していたにもかかわらず、大量保有報告書等を提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出した



※上記イメージ図は、説明のために簡略化したものである。

特色

- ・ 共同して議決権を行使することを合意している場合に該当していたとして、それぞれが共同保有者であると認定した初の課徴金納付命令勧告事案である。

事例2 (株)アルファクス・フード・システムにおける有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金納付命令及び訂正報告書等の提出命令勧告

勧告内容

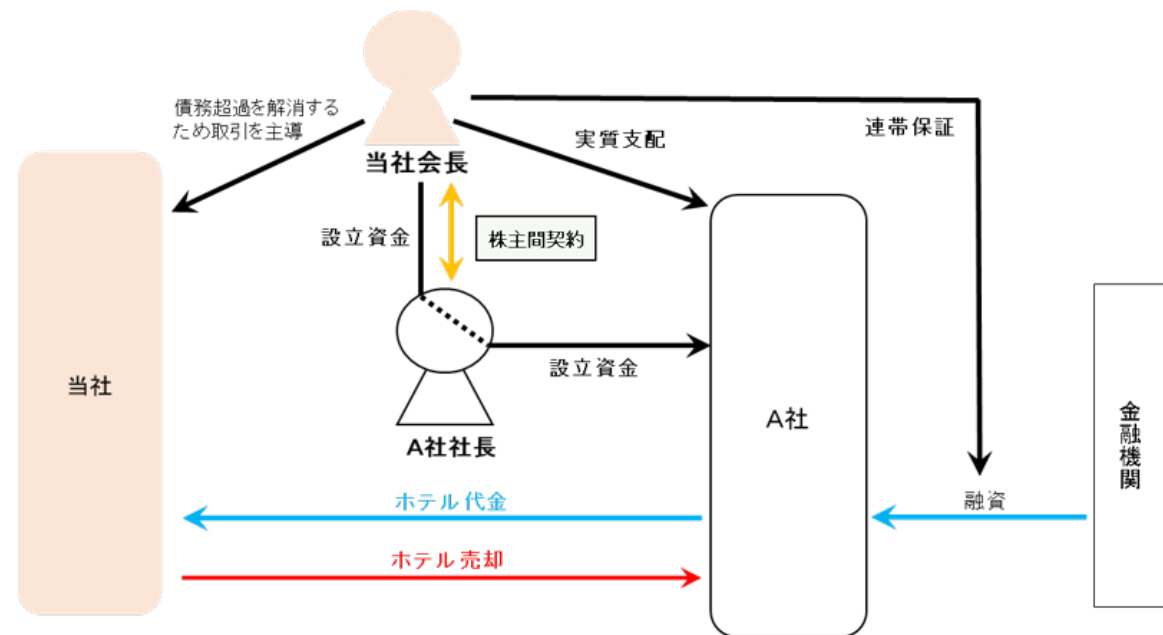
- ・ 勧告日：令和7年9月2日
- ・ 勧告対象：株式会社アルファクス・フード・システム（東証グロース市場）
- ・ 課徴金額：3486万円

事案概要

- ・ 当社は、債務超過を解消するため、
 - ✓ 本来は、当社会長が実質的に支配している会社を連結子会社として連結財務諸表を作成した上で、当該会社に対するホテル売却取引については内部取引として相殺消去すべきであったが、これを行わず、固定資産売却益等を過大に計上した
 - ✓ 取引先に虚偽の説明をして実際の納品・検収より早い日付で納品書等にサインをさせ、売上を前倒して計上した
 等の不適正な会計処理を行った。
- ・ この結果、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある及び記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出した。

【主な不適正な会計処理の概要】 （固定資産売却益等の過大計上）

- ・ 当社は、債務超過を解消するため、第三者であるA社社長が100%出資するA社に対して、当社が保有するホテルを売却し、固定資産売却益等を計上した。
 - ・ しかしながら、A社の設立資金は、当社会長が貸し付けた資金によるものであった。
- また、当社会長とA社社長との間で、ホテル売却後もA社のホテル運営等に関する事項は当社会長の承認を必要とすることなどを明示した株主間契約を締結しており、実質的には、継続して当社会長がA社の経営権を有していた。
- さらに、A社が、ホテル購入代金を金融機関から借り入れた際、当社会長が当該融資の連帯保証を行っていた。
- ⇒当社は、A社を連結子会社として、内部取引を相殺消去した連結財務諸表を作成すべきであった。



事例3 (株)フィスコにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

勧告内容

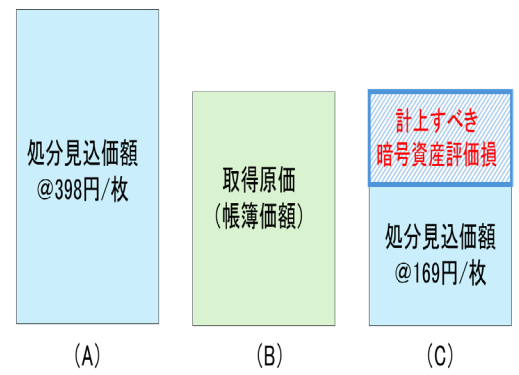
- ・ 勧告日：令和7年12月5日
- ・ 勧告対象：株式会社フィスコ
(東証グロース市場)
- ・ 課徴金額：1500万円

事案概要

- ・ 当社は、
 - ✓ 当社グループが保有する暗号資産（フィスココイン）について、「活発な市場が存在しない暗号資産」として「処分見込価額」で評価する際、当社取締役2名による取引で吊り上げられた暗号資産交換所（Zaif）の終値を基に算定することにより、暗号資産評価損を計上しなかった
- 等の不適正な会計処理を行った。
- ・ この結果、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。

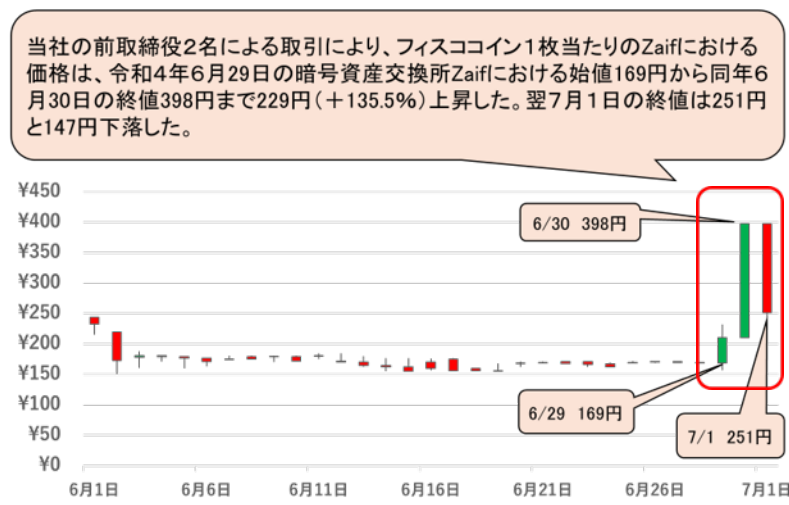
【主な不適正な会計処理の概要】 (暗号資産評価損の不計上)

- ・ 「活発な市場が存在しない暗号資産」は取得原価で評価し、期末において、「処分見込価額」が「取得原価」（帳簿価額）を下回る場合には、「処分見込価額」※で評価する。
※「処分見込価額」は、資金の回収が確実な金額に基づくもの。
- ・ 当社は、暗号資産（フィスココイン）を「活発な市場が存在しない暗号資産」とし、その「処分見込価額」を暗号資産交換所（Zaif）における期末の終値を基に算定することとしていた。
- ・ 令和4年6月第2四半期末において、当該暗号資産の「処分見込価額」は「取得原価」を上回ったことから、当社は「取得原価」を貸借対照表価額として計上したが、「処分見込価額」の算定の基となった期末の終値398円は、当社の前取締役2名による取引で吊り上げられた価格であり、これを基に「処分見込価額」を算定することはできない。
- ⇒ 本来、当社は、前取締役2名が取引を行う前の6月28日の暗号資産交換所（Zaif）における終値169円を基に処分見込価額を算定し、「取得原価」（帳簿価額）との差額を暗号資産評価損として計上すべきであった。



(A) > (B)：暗号資産評価損の計上不要 ← 当初の会計処理

(C) < (B)：暗号資産評価損の計上必要 ← あるべき会計処理



最近の開示規制違反の背景・原因①

令和7年度の課徴金納付命令勧告を行った事案では、開示規制違反が行われた背景・原因として、以下のとおり、共通した項目が認められた。特に、「ガバナンス・内部統制に関する不備」については、対象となるほぼ全ての勧告事案において開示規制違反の背景・原因として認められている。

（開示規制違反の背景・原因として共通した主な項目）

- ① ガバナンス・内部統制に関する不備
- ② コンプライアンス意識の欠如
- ③ 会計リテラシーの不足

① ガバナンス・内部統制に関する不備

■ ガバナンス・内部統制の不備（株式会社アルファクス・フード・システム：東証グロース市場）

- 当社における売上計上及び資金繰り等の重要な経営判断については、当社会長及び当社社長の意向が絶対視されていたため、他の取締役や社外取締役が意見を述べにくい状況であり、取締役会や経理部門による牽制機能は欠如していた。

■ ガバナンス・内部統制の不備（株式会社ウイルコホールディングス：東証スタンダード市場）

- 創業者である元代表取締役会長の会社経営に対する影響力が強く、企業ガバナンスや内部統制システムが有効に機能しにくい状態にあり、同会長に対して役職員が異議を唱えることができない状況であった。常勤取締役における上場会社の取締役としての責務やガバナンス意識が低く、取締役相互の牽制が機能していなかったため、他の取締役による是正は行われなかった。

最近の開示規制違反の背景・原因②

② コンプライアンス意識の欠如

■ コンプライアンス意識の著しい欠如（株式会社創建エース：東証スタンダード市場）

- 当社は長年にわたり業績が低迷しており、新規事業も進展が見られなかったため、新たに就任した代表取締役は業績向上のプレッシャーから、実質的には他社への資金融通である取引を工事請負契約として進め、売上高を計上した。この過程において、内在する法令上のリスクや会計上の問題について検討を全く行っておらず、また、取引の不自然さに疑念を抱く役職員もいたと見られるものの、社内で指摘されることなく漫然と取引が継続されており、組織全体としてコンプライアンス意識が著しく欠如していた。

③ 会計リテラシーの不足

■ 会計リテラシーの不足（株式会社クシム（現 株式会社HODL1）：東証スタンダード市場）

- 当社は、連結子会社が多く会計実務が複雑となる中で、関係会社株式や保有する暗号資産等に関する会計基準等についての知識が乏しい少数の経理担当者が複数の子会社の経理を担当していた。

「令和7年度開示検査事例集（※）」より抜粋

※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20260623.html>監視委
コラム

内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか？

近時の開示検査の結果、開示書類の投資者の投資判断に影響を与えるような重要な虚偽記載等が認められた事例では、経営陣のコンプライアンス意識の欠如や内部統制・内部管理体制の機能不全など、以下のような背景・原因が認められています。

- 経営トップ主導のコンプライアンスを無視した業績至上主義の企業風土がまん延していたこと
- 代表取締役の権限が強く、周囲の人物が逆らえないことから、取締役会による代表取締役への監督が機能していなかったこと
- 取締役会等に出席しているものの、適切な指摘や質問を行っていないなど、監査役や社外監査役が機能不全だったこと
- 内部統制に多くの不備があったが、取締役及び取締役会は具体的な対策を講じておらず、取締役会のガバナンス機能が十分に機能していなかったこと
- 長年に渡り、一人の担当者に特定の顧客を担当させていたことに加え、経理部門の組織及び人員体制が脆弱であったことから経理部門の監督が不十分であったこと
- 内部監査担当者が他部門と兼任していたり、内部監査規程が明確に規定されていないなど、内部統制、内部監査が機能不全であったこと
- 経理部門に会計処理の詳しい知見を有する者がいない中、経営幹部の会計基準等への理解不足により不適正な会計処理に至ったこと
- 会計監査人に会計処理の基礎となる十分な情報伝達がされていなかったこと

これらのことから、開示規制違反の再発防止・未然防止には、上場会社における適正な情報開示を行うための体制整備が必要であると考えられます。

次頁に続く

「令和7年度開示検査事例集（※）」より抜粋

※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20260623.html>監視委
コラム

内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか？（続き）

また、我が国の内部統制報告制度においては、経営者による内部統制の評価範囲の外で開示すべき重要な不備が明らかになる事例が見受けられるなど、同制度の実効性に関する懸念が指摘されていることや、不正に関するリスクへの対応の強調等が行われた国際的な内部統制の議論の進展を踏まえ、令和5年4月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が改訂され、令和6年4月以後開始する事業年度から適用されました。

こうした状況を踏まえ、経営陣を含めた上場会社の皆様におかれましては、コンプライアンス意識を高く持っていただくことや、自社のガバナンスが形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、実効的な内部統制が確保されているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改めて点検していただくことが必要です。また、監査役等の皆様におかれましては、独立した立場から取締役等の業務執行をチェックするという本来の役割を果たしていただくことが、開示規制違反等の企業不祥事を防止することにつながるものと考えられます。

さらに、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人との十分なコミュニケーションや、投資者と投資先である上場会社との建設的な対話が活発に行われることがより重要になってきているものと考えます。

V. 開示の適正確保のためのメッセージ

開示の適正確保のために

- 開示検査によって判明した開示規制違反等の問題の背景には、多くの場合、その会社の取締役会及び監査役会等※が本来の役割を果たしていないなど、ガバナンスの機能不全が認められる。
- 最近の開示検査の中でも、経営陣のコンプライアンス意識の欠如や内部管理体制の機能不全などが不適正な会計処理につながった事例が多く見受けられている。

- 取締役会において、自社の**ガバナンスが形式だけでなく実質**を伴ったものとなっているか、**適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能**しているかなどについて、改めて点検することが重要。
- 監査役会等は、**独立した立場から業務の執行をチェックするという本来の役割**を果たしていただくことが、開示規制違反等の企業不祥事を防止することにつながる。
- 上場会社において、**取締役会・監査役会等と、その他の会社経営陣・業務執行部門の方々や会計監査人、投資者等との間で積極的なコミュニケーション**を図り、**ガバナンスの向上に向けた自律的な取り組み**が行われることを期待。

※監査役会等は、監査役会のほか、監査等委員会及び監査委員会並びに各構成員を指す。

証券監視委ウェブサイトでは、報道発表資料のほか、各種事例集や「市場へのメッセージ」等を掲載

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/>



証券監視委X(旧Twitter)アカウント

✕ @SESC_JAPAN



※当アカウントは、情報をお寄せいただく窓口ではございません。
当委員会あてに情報をお寄せいただく場合には、情報提供窓口をご利用ください。

各種事例集

課徴金納付命令の勧告等を行った事例や、
証券モニタリングに係る取組みを通じて把握した
問題点等を紹介

・ 課徴金事例集（不公正取引編）、開示検査事例集：

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>

・ 証券モニタリング概要・事例集：

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.html>



令和7年度
金融商品取引法における
課徴金事例集～不公正取引編～

令和7年6月
証券取引等監視委員会事務局

課徴金事例集（不公正取引編）

令和7年度
開示検査事例集

令和7年6月
証券取引等監視委員会事務局

開示検査事例集

令和7事務年度
証券モニタリング概要・事例集

令和7年7月
証券取引等監視委員会事務局

証券モニタリング概要・事例集

証券モニタリング基本方針

金融商品取引業者等に対するモニタリングの
基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.html>



証券監視委の活動状況（年報）

証券監視委の1年間の活動状況を取りまとめたもの
（金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表）

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.html>



市場へのメッセージ

最近の勧告・告発案件等について、
意義・特徴や発生原因、市場関係者や
投資家の皆様へのメッセージ等を盛り込んで紹介

・ 市場へのメッセージ：月1回程度更新

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>

